

令和 2 年 度
事 業 計 画 書



令和 2 年 3 月 26 日

社会福祉法人わらしこの会

目 次

社会福祉法人わらしこの会	1
わらしこ保育園	9
わらしこ第 2 保育園	25
小金井市立まえはら学童保育所	36
小金井市立みなみ学童保育所	46
児童発達支援事業所 Tossie	56

令和 2(2020)年度 社会福祉法人わらしこの会事業計画書

社会福祉法人わらしこの会を平成 12(2000)年 3 月に設立して、わらしこ保育園は満 20 年を経て 21 年目に、第 2 保育園は 9 年目、そして、小金井市立まえばら学童保育所の委託運営は 6 年目に、平成 28(2016)年度に新事業として開始した児童発達支援事業は 5 年目を迎え。さらに、平成 30(2018)年度に小金井市みなみ学童保育所の運営を委託されて 2 年目を迎えることとなります。様々な困難はありながらも、職員の努力と保護者等の方々、府中市・小金井市のご協力とご理解、ご支援をいただき着実に社会的責任を担う組織へと育ってきたと言えます。

これからも運営の基本である下記「わらしこの会の理念と基本姿勢」を大切にして、子ども家庭福祉の役割を担って行きます。令和 2(2020)年度 of 社会福祉法人の運営及び事業計画は以下のとおりです。

社会福祉法人わらしこの会の理念と基本的姿勢

社会福祉法人わらしこの会の理念

社会福祉法人わらしこの会は、次の理念のもとに運営する。全ての事業において、役員及び職員はこの理念を理解し実現に努力しなければならない。

- (1) わらしこに関わる全ての人々の安心と健全な生活を目指し、人間尊重を第一の理念とする。
- (2) 子どもの権利を常に追求し、子どもの権利を護り発展させ、子どもの最善の利益に沿うことを第二の理念とする。
- (3) 地域とともに歩み、地域において最善の子育て環境を整える上で役割を果たすことを第三の理念とする。

社会福祉法人わらしこの会の基本的姿勢

- (1) わらしこの会は、地域の福祉・保育要求、特に無認可時代のわらしこ保育室の保育内容に大きな期待を寄せて頂いた方々の努力により設立された法人であり、法人運営の基本の第一に、地域の方々との協力の姿勢を明記する。
- (2) わらしこの会は、職員の熱い保育への思いから生まれた保育園を主体とする法人であり、運営の基本の第二に、職員とともに歩む姿勢を明記する。
- (3) わらしこの会は、保育要求への積極的な取り組みを基本とし、地域の福祉要求についても可能な限り応えられるように努力していく。
- (4) わらしこの会は、利用者(園児)、利用者の家族(保護者)、職員の立場を尊重し、その最善の利益のために法人運営を行う。

2008 年 3 月 31 日理事会確認

令和 2 年度の課題について

社会福祉法人の役割、そして理事会・評議員会の責任は極めて大きなものになっています。特に社会福祉法人は地域の社会福祉に貢献する運営を常に求め続けなければなりません。小さな法人であり運営基盤も盤石とは言えませんが、地域の福祉要求に敏感に対応し社会福祉法人としての役割を今後も積極的に果たしていく必要があります。

平成 31(令和 1)年度の事業を振り返り、令和 2 年度の重点課題については以下のとおりとし、理事会が先頭に立って取り組みます。

(1) 児童発達支援事業の充実

児童発達支援事業 Tossie の運営は引き続き厳しいものの、所長及び職員の努力、府中市の支援、そして関係者のご協力の下で改善方向に推移し、利用児童数の確保、より良い発達支援の内容の充実に向けての職員の努力が成果を上げています。平成 31 年度は職員の待遇改善等の課題に取り組み、改善を図りました。処遇加算の対象として補助金を得ることもできて、運営の安定度は大きくなっています。「将来的に継続的に運営していけるかの見通しの検討が重要な課題」としてきましたが、将来構想としての総合的検討としての課題は残るものの、現状としてはさらに充実整備していく取り組みを進めます。

(2) 職員の労働環境の整備・保育内容等の充実

前年に引き続き保育士等処遇改善による手当の改善を積極的に行ないましたが、引き続き保育士等の職員確保が厳しい現状となっています。令和 2 年度から職員宿舍借り上げ制度も導入しました。職員確保のためにできることとして、今後も可能な取り組みを検討して進めていきます。

なお、処遇面だけでなく、一人一人が保育等の働きに自らの役割と存在感が感じられる職場運営、保育内容の向上が重要です。働き方改革を進めながら希望をもって働き続けられる職場づくりを進めます。

(3) 保護者支援家庭支援の取り組みの充実

子育て支援の重要な役割として保育ソーシャルワークの職務についての試行を行うこととして 31 年度職員募集から始めた社会福祉士資格を併せ持つ保育士の募集は、令和 2 年度採用募集において人材確保ができました。まずは保育士としての業務で経験を積みながら、必要な新しい専門職の取り組みとしてこれから追究し、位置付けていく必要があり、職場全体で取り組むべき課題です。子ども家庭の保護者への寄り添いと支援をさらに進めていきます。

(4) 学童保育所の運営の充実

小金井市立みなみ学童保育所の運営を受託し、二つの学童保育所が協力して運営してきました。所長以下職員の努力により保護者の方々のご理解・ご協力も得て役割を果たしてきました。また、二つの学童保育所を持つことにより就業規則等の整備を行いました。引き続き長く安心して働き続けられる職場の労働環境整備について課題の検討を進めます。

学童保育のニーズが高まる中で、小金井市との相談を進めながら学童の一人一人の子どもを大切に、子どもと家庭の幸せのための活動を強めます。

(5) 法人全体として持続可能な運営体制の充実

①事業の拡大に合わせ法人としての総合的な取り組みが不可欠であり、組織的な運営を進めるために、

令和1年度の途中から事務長を新たに配置しました。法人全体として効率的な運営ができるようにと見直しを行ってきていますが、令和2年度は就業規則の見直しと不足する規則等の整備をすすめ、将来への持続可能な法人としての必要な取り組みを進めます。

②運営していくうえで、様々なICT化が必要となります。働き方の改革、記録と情報の適切な共有化は、すべての事業所において重要です。ICT化については積極的に取り組みます。

③わらしこ会の組織的な取り組みとして、今後について法人全体として職員一人ひとりが参加して目標を共有化していける人材育成の仕組みを整備して実施していく必要があります。法人内の交流や共同の研修等の実施も重要な課題としてきました。令和1年度は交流会を行いました。引き続きこれらの取り組みを強化していきます。法人設立満20年を迎えたことを契機に20周年記念事業を行い進めていきます。

(6) 障害を持つ子どもに特化した保育所についての検討

保護者の稼働等のため障害を持ち保育を必要とする子どもが増加しているため、そのニーズに応えていくことについて検討してきました。地域の要請に応えられる体力があるかどうか重要な判断基準ですが、Tossieの取り組みを経て、療育と保育を合わせた保障が障害を持つ子どものために必要という確信は強くなっています。可能性については引き続き追及していきます。

(7) 米作り合宿の活動及び場所についての検討

わらしこ保育園の保育の重要な位置づけになっている活動としての「米作り合宿」の場、松之山の宿舍の老朽化対策についての課題があります。今後も引き続き保育として大切にすべきものを保障していくために、活動の場の可能性について検討して進めます。

(8) 保育事業の借地に関する取り組み

①わらしこ保育園の土地は府中市からの借地です。20年満期になり、引き続き借地において保育事業を進めるために適切な更新を行なえるよう取り組みます。

②わらしこ第2保育園の借地年数に関連して、定期借地権の期限後の方向についての検討と対策に取り組む必要があります。20年の借地契約で9年が経過しました。継続して借地等の対応ができるよう計画的に準備を進める必要があります。重要な課題です。(8)の課題と併せて具体的な取り組みとする必要があります。

(9) 安全対策について総合的計画を作成

今年になって新型コロナウイルスの感染が人々の命、生活、安全を脅かしています。福祉事業はこのように時にこそ役割りを果たさなければなりません。適切に果たしていくためには、感染症対策を含めた「安全対策総合計画の策定」が必要です。可能な限り早期にこれまでの対策の見直しと感染症対策を合わせた計画を策定していきます。

令和2年度 事業計画

1. 法人の運営体制

1) 理事会

理事 6 名、監事 2 名の執行体制で進める。理事会は、定款に基づいて必要な検討を行ない法人の事業を適切に遂行する責任を負う。理事会は年 4 回を定例として開催し、必要に応じて開催する。

理事は、法人の運営する事業所についていずれかを「担当する理事」として分担し、施設長の直接の相談役を務め、定期的に相談の場を設け施設運営の向上をはかることとする。

令和 1 年 12 月より法人に事務長を置いたことにより、事務長として理事会に参加し、法人の運営が適切に、遅滞なく行われるように理事長の指示のもとに役割を果たすこととする。

2) 評議員会

評議員は 7 名、国の制度改正に伴い定款で定めたとおり任期は平成 29 年年度より 6 年間となる。毎年決算理事会の後、6 月に実施する。

3) 法人運営会議

理事長の出席による法人運営会議を毎月定例で実施し、各施設の施設長(所長)及び法人事務長及び事務主任が出席する。また、必要に応じて理事、理事長が認めるその他の職員等が出席することができる。なお、運営会議においては次のことを行う。ただし、理事長専決事項となっている件は、協議し、意見を聞いて「共通理解と合意」を尊重して理事長が決定する。その他は、それぞれの担当部署からの提案を受けて検討し、運営会議としての提案書を作成し理事会に諮り決定することとする。

① 各事業所の財務に関する計画及び実施に関する報告及び検討

各事業所から提案される予算案、毎月の予算執行状況、必要となった補正予算案、決算報告書案、補助金についての申請と確認

② 各事業所の事業計画及び実施に関する報告及び検討

各事業所から提案される事業計画案、事業の実施状況報告、事故等の報告、必要となった事業の計画、職員の確保と労働条件、その他

③ 職員の状況についての確認報告と必要な対応の検討

④ 諸規定の改定等についての提案と検討

⑤ 行政等の通知や指導に関する事項の報告と検討

⑥ 児童の安全に関する事項、子どもの権利擁護についての報告と検討

⑦ 苦情に関する事項についての報告と検討

4) 施設運営会議等

わらしこ保育園・わらしこ第 2 保育園には、引き続き施設運営会議を設置し、施設長、副施設長、主任により適切な運営を図ることとする。なお、各施設では管理職に保護者の代表、職員の代表を加え話し合い、より良い運営を目指す運営委員会を設置することができる。施設運営会議では、①法人運営会議に報告・提案する原案を作成する ②保育所における保育の適切な実施に関し必要な検討と対応を行なう。

まえはら学童保育所・みなみ学童保育所は、統括所長を中心に担当理事及び所長による打ち合わせを行うなど、法人運営会議への提案や報告をまとめるとともに、学童保育の適切な実施に関し必要な検討と対応を行う。

児童発達支援事業所 Tossie は、統括園長・担当理事及び所長による打ち合わせを行うなどにより、法人運営会議への提案や報告をまとめるとともに、児童発達支援の適切な実施に関し必要な検討と対応を行う。

なお、施設運営会議等の内容は、事務長に報告、必要に応じて理事長に報告・相談するものとする。また、必要に応じて事務長は参加するものとする。

5) 法人本部

法人本部は、理事長、事務長、事務主任と必要な非常勤職員を置く。本部は法人としての必要な事務的業務を行う。本部は各事業所の運営に関する事務的な業務を支援又は必要に応じて担当する。事務的業務内容については、各事業所の施設長、副施設長又は所長、主任、事務と連携して行う。

理事長は可能な範囲で本部に滞在するが、原則、メールや電話等で運営状況の把握確認及び本部業務の把握確認と必要な判断を行う。

法人事務長は、各事業所の事務等が適切に遅滞なく進むよう、必要に応じて「事務職会議」招集し、実施する。

2. 運営する事業

1) 社会福祉法人わらしこの会は、次の事業を運営する。

1. 二つの認可保育園、わらしこ保育園、わらしこ第2保育園を運営する事業
2. 小金井市立の二カ所の学童保育所、まえはら学童保育所、みなみ学童保育所の委託を受け運営する事業
3. 児童発達支援事業所 Tossie を運営する事業
4. 一時預かり事業・定期利用保育事業の実施
5. 地域子育て支援拠点事業
6. 保育の向上および法人の将来に資する事業(研修など)
7. その他、必要に応じて地域の福祉要求に応える事業

2) わらしこ保育園の運営

1. わらしこ保育園は、児童定員 100 名(0歳児から5歳児)、児童定員に見合った職員を配置し、施設長と副施設長及び業務主任を配し、適切な運営に当たる。
2. 運営においては、園児の安全を第一とし園児の成長発達のために最善の保育が行われるように努力する。
3. 運営に当たっては、職員の意見を十分聴取し、職員の協力の下に行う。なお、労働条件等について

は可能な限り改善に努力する。

4. 保護者の意見に謙虚に耳を傾け、保護者の協力を得て適切に運営する。
5. 苦情等には誠意を持って当たり、第三者委員の意見や指摘を尊重して適切な改善と運営に努める。
6. 保育指針の内容を深め必要な内容を反映させた保育の充実を図る。

3) わらしこ第2 保育園の運営

1. わらしこ第2 保育園は、児童定員 100 名(0 歳児から5 歳児) 児童定員に見合った職員を配置し、施設長と業務主任を配し、適切な運営に当たる。
2. 子育て支援事業に積極的に取り組み子育て支援室を活用した取り組みを進める。
3. 運営においては、園児の安全を第一とし園児の成長発達のために最善の保育が行われるように努力する。
4. 運営に当たっては、職員の意見を十分聴取し、職員の協力の下に行う。なお、労働条件等については可能な限り改善に努力する。
5. 保護者の意見に謙虚に耳を傾け、保護者の協力を得て適切に運営する。
6. 苦情には誠意を持って当たり、第三者委員の意見や指摘を尊重して適切な改善と運営に努める。
7. 近隣住民の方との調和を図り、苦情やご意見に誠意を持ってお応えし、ご協力をお願いしていく。近隣住民の方に必要と認識していただく保育所運営に努力する。
8. 保育指針の内容を深め必要な内容を反映させた保育の充実を図る。
9. 保育園の北側農地(約 250 坪)を、保育園児の食育等に活用することを目的に、地主より無償で使用許可をいただいて、引き続き適切に管理・活用していく。

4) まえはら学童保育所の運営

1. 小金井市立まえはら学童保育所の委託運営を行う。定員は第1 学童が60 人、第2 が30 人の計90 人。
2. 所長及び指導員等必要な職員を配置して、適切に運営する。
3. 運営においては、児童の安全を第一とし児童の成長発達のために最善の保育が行われるように努力する。学童であることから小学校との連携・協力を大切にする。
4. 運営に当たっては、職員の意見を十分聴取し、職員の協力の下に行う。なお、労働条件等については可能な限り改善に努力する。
5. 保護者の意見に謙虚に耳を傾け、保護者の協力を得て適切に運営する。
6. 苦情には誠意を持って当たり、第三者委員の意見や指摘を尊重して適切な改善と運営に努める。

5) みなみ学童保育所の運営

1. 小金井市立みなみ学童保育所の委託運営を行う。定員は第1 学童が40 人、第2 が40 人の計80 人。
2. 所長及び指導員等必要な職員を配置して、適切に運営する。

3. 運営においては、児童の安全を第一とし児童の成長発達のために最善の保育が行われるように努力する。学童であることから小学校との連携・協力を大切にする。
4. 運営に当たっては、職員の意見を十分聴取し、職員の協力の下に行う。なお、労働条件等については可能な限り改善に努力する。
5. 保護者の意見に謙虚に耳を傾け、保護者の協力を得て適切に運営する。
6. 苦情には誠意を持って当たり、第三者委員の意見や指摘を尊重して適切な改善と運営に努める。

6) 児童発達支援事業所 Tossie の運営

1. 一日の定員 10 名とする。
2. 所長、児童発達支援管理責任者及び児童指導員または保育士を配置して、適切に運営する。
3. 個々の児童に応じた療育を計画・実施し、児童の安全、障害を持つ子どもの人権擁護、発達の保障に最大限の努力を行う。
4. 給食を提供し、1 日の生活をとおして療育の内容向上に努める。
5. 保護者の意見に謙虚に耳を傾け、保護者の協力を得て適切に運営する。
6. 職員の労働条件については可能な限り法人の施設として他事業所同等となるよう規則の整備を行う。
7. 苦情には誠意を持って当たり、第三者委員の意見や指摘を尊重して適切な改善と運営に努める。

7) 一時預かり事業・定期利用保育事業の実施

1. 一日の定員 わらしこ保育園 10 名、わらしこ第 2 保育園 9 名とする。
2. 一時預かり事業・定期利用保育事業を行うために必要な担当者を雇用する。(保育園職員に含む)

8) 地域子育て支援拠点事業

1. 東京都の事業である子育て広場事業を実施する。
2. 地域の在宅の三歳以下の子どもとその親を対象に子育て支援室を活用して子育て支援を行う。

9) 研修等について

1. 保育及び療育の向上に資するための研修等を積極的に実施する。
2. 社会福祉法人のあり方、地域要求に応じる法人の今後の事業等のために必要となる研修会等に積極的に参加する。
3. 法人内の交流研修を計画する。

10) 苦情解決委員会・第三者評価・運営委員会

1. 苦情解決第三者委員会を引き続き実施し、適切な運営を進める。
2. 第三者評価は第 2 保育園が平成 30 年度に実施した。わらしこ保育園は本年度(令和 2 年度)に実施する。

3. 運営委員会を引き続き定例化し、職員、保護者の意見を取り入れた運営を図る。運営委員会は理事会に意見書を提出することができることとする。

3. 法人の課題

令和2年度の課題の9項目についての具体的な取り組みを進めます。

4. 各事業所事業計画

- 1) わらしこ保育園事業計画(別紙)
- 2) わらしこ第2保育園事業計画(別紙)
- 3) 小金井市立まえはら学童保育所事業計画(別紙)
- 4) 小金井市みなみ学童保育所事業計画(別紙)
- 5) 児童発達支援事業所 Tossie 事業計画(別紙)

以上

令和 2(2020)年度 わらしこ保育園事業計画書

1、はじめに（基本方針・事業計画を立案するにあたって）

昨年10月に、「幼児教育・保育」が無償化になり副食費が実費徴収になりました。しかし、東京都の53自治体のうち18区2市2町村が副食費を無償にしており、自治体によってばらばらな対応となっています。

東京都は独自の加算によって全都の副食、主食の補助を実施していましたが、ここが大きく崩れた結果となってしまいました。

府中市は実費徴収となり、結果園内には数市にまたがる利用者の異なる副食費を徴収せねばならず、事務が煩雑となっています。

また府中市は、待機児解消のためここ数年新設園設置を繰り返していましたが、今年度の募集で3歳以上の未充足は勿論、0歳児・1歳児までも未充足を生み出す結果となりました。このことは、今後望まれる保育園像を大きく見直す必要があることを示唆するものであると考えます。

園では、昨年度の主任の退職や新規職員の増加、世代交代を見据え新体制となります。

わらしこの保育を新体制のもと、改めて見直し深めていく年にしたいと思います。

質の向上を求め、主体的な保育の実践を全職員で確認することが今後の利用につながるのだと思います。

新保育所保育指針が2017年に告示、2018年4月に施行され新たな保育の幕開けになりましたが、質の向上を目指し成長マップを試案したので全職員で取り組んでいきたい。

園運営では、昨年度の管理職の退職や世代交代を見据え、新体制となりました。ここ数年人材不足で事業も縮小して対応してきましたが、正職を5名確保でき事業も再開できるようになりました。

そこで、次の取り組みを重点課題にし、事業計画を考えました。

○人材確保と育成の取り組み。

- ・チーム保育を意識し協力して保育に当たる。
- ・成長マップの活用を開始する。

○質の向上への取り組み

- ・保護者への発信を強化する。
- ・全体的な計画の確認。
- ・いろはの継続。

○組織形成、マネジメントに関する取り組み

- ・新体制の構築を充実するために、新主任はマネジメント研修を受ける。

○保護者支援への取り組み

- ・近年支援を必要とする保護者並びに家庭が増加している。専門的な支援も必要とするケースも増えているので対応する保育士の保護者理解を学ぶ。

○ITC化の促進

- ・タブレットの使用を進め事務の効率化を図る。

○安全管理の強化

- ・事業継続計画を作成する。

2、保育理念

(1) 保育園理念

- ・一人でも多くの子どもたちが、平和な世の中で、安心できる大人のもとでのびのびと育てほしい。
- ・人間としての自立に向かって親と保護者が協力して子どもの成長を育み見守るという子育ての共同化を目指します。
- ・そのために子どもに関わる大人は子どもの最善の利益と子どもの福祉の増進を常に考えます。保育園は親が安心して預けられる、相談できる場であり、地域の核となることを保育園の理念とします。

(2) こんな保育園に

- ①働くことと子育ての両立を求める保護者が安心して預けられる保育園に。
- ②集団生活を通して子ども達の自立へ向けての土台をしっかりと耕すことができる保育園に。
- ③保護者が心身共にゆとりを持ち、責任を持って保育にあたる保育園に。
- ④子どもと子ども、子どもと保護者、保護者と保育者、保護者同士、保育者同士がともに育ちあえる保育園に。
- ⑤地域住民との連携の中で、豊かな子育てが支えあえる保育園に。
- ⑥地域の保育、教育、医療と連携し保育の向上を求め続ける保育園に。
- ⑦平和な社会をめざしていける保育園に。

3、今年度の重点課題

(1) 法人職員として

- ・法人内の事業所間で連携をとり交流を図る。
- ・新保育所保育指針について内容と実践の理解を深める。
- ・「共同保育」の園理念のもとに、保護者と共に子どもを育てていく。
- ・法人の将来について職員間でも考え5年後10年後の計画をたてる。
- ・職員育成の体系化を目指し作成した「成長マップ」の施行、検討を始める。
- ・法人研修として「チームビルディング研修」を第2保育園と合同で研修を実施する。

(2) 保育について

- ・保育、保健、食事の 3 つの視点で連携をとり子どもを育てていく。(3 本柱の保育) 個々の職員も 3 つの視点を持って子ども理解をする。保育について保護者と基本から共有する。
- ・うたやリズムを学び、子ども理解と保育実践の質を高めていく。
- ・観劇、質の高い生の演奏やうたなどに触れられる行事をつくり、子どもに豊かな文化を伝える。
- ・食育に取り組み、子どもの心と体を育てる。
- ・園外保育を増やし豊かな経験を重ねる。

(3) 保育所を利用する子どもの保護者への支援

様々な困難を抱え、支援が必要な家庭が増加している。また各家庭においても個々の状態に合わせた対応や支援が必要とされている。

そんな中で懸命に子育てをしている保護者を尊重し、保育内容を丁寧に伝え子どもの様子を共有して、子育ての伴走者としての立ち位置で家庭支援を行う。

関係機関と連携が必要な児童並びに保護者には家庭支援という立ち位置で連携をとり、保護者支援を行う。

保育所の重要な役割として地域に開かれた保護者支援がある。虐待など不適切な養育で特別な支援を必要とするケースも増えていることを考慮し関係機関への連携を習得する。

- ・相互理解・・・日常の様子、保育の意図などを丁寧に発信する。

保育活動への参加を積極的に促し子育てへの参加を積極的に促す。

- ・個別の支援・・・保護者の状況に応じて多面的に支援する。

発達や障がいへの個別の課題に、関係機関や臨床心理士との連携を図りながら丁寧に支援する。

- ・育児不安・・・保護者の不安に個別に対応する。

要保護支援を検討するケースにはチームで関わり通告が必要な場合は速やかに対応する。

(4) 職員育成

職員一人一人の保育観の獲得とわらしこの保育の継承並びに、こども観、保育観を全職員で一致していくために園内研修を行う。

園内研修・・・リズム研修、その他 必要に応じて企画する。

7月・9月の年長リズムは、夜に第2と合同で行う。

処遇改善研修・・・2022年までに副主任は必須の研修を受講する。

4、児童定員・開所時間

定員 100名

0歳児・・・12名 1歳児・・・15名 2歳児・・・16名

3歳児・・・19名 4歳児・・・19名 5歳児・・・19名

開所時間：通常保育時間 7時～18時

延長保育事業 18時～19時

府中市内において、初めて3歳未満児の未充足が発生した。

監査により0歳児5, 0㎡の確保を必要とする要件を考慮し、今年度内に次年度の定員変更、又はクラス定員の変更を検討する。

5、職員配置

常勤職員 25名 園長（1）、保育士（19名）、看護師（1）、栄養士（1）、
調理員（2）、事務員（1）

パート職員 16名 8時間（3）保育補助（8）、調理補助（3）、駐輪場整備（2）

6、運営方針

運営管理を円滑に行うために、以下の会議をおく。

- ・職員会議・・・概ね月1回（2H）8月を除く。6月は総括。
- ・総括会議・・・6月（職員会議で）9月、1月（乳・幼児会で）、3月。
- ・園長、主任会議・・・必要に応じ設ける。概ね週1回を基本とする。
- ・リーダー会議・・・月1回。
- ・厨房会議・・・月1回（2H）
- ・乳児会、幼児会・・・月1回、同日に実施する。
- ・クラス会議・・・就労内で調整する。
- ・パート会議・・・必要に応じ設ける。

〈乳児会〉

保育実践の検証。月案の見通し。子どもの姿の共有。
業務、行事の打ち合わせ。

〈幼児会〉

保育実践の検証。月案の見通し。子どもの姿の共有。
業務、行事の打ち合わせ。

各種係りを設置し、職員全員が分担し運営していく

・教材発注・管理

- ： 保育教材・教材庫の管理
- ： 修繕が必要なものは職員に声をかける。

・絵本

- ： 絵本、紙芝居等の管理、注文。

・園内整備、園庭整備

- ： 常に園内を見渡して、園内の美化に努める。（職員室も含む）
- ： 気になる場所があったら、他に呼びかけたりして、清掃及び整備をする。
- ： 常に園庭を見渡して、気になるところがあれば他に呼びかけたりして整備を心がける

・職員室整備

- ： 自主的に職員が整備に努める。

・園内研修

- ： 園内研修（永谷さん）の計画を、主任に相談しながら立てる。
- ： 当日の接待と研修会の司会・進行を行う。
- ： 研修報告書を、皆に呼びかけ集める。

・職員会議

- ： 主任が統括し運営に当たる。（準備・進行・片付け）
- ： 副主任が議事録作成を担う。
- ： 主任は職員会議と総括会議で皆に伝えたい情報資料などをコピーして配布する。

7、保育方針

子ども像

① 自然を愛し、四季の変化の中で五感を使って遊び切る子ども。

自然の中で遊具に頼らず十分遊んで心身を開放させ、発見し、学び、感謝し、好奇心や関心を持ち四季の自然を愛しんでほしい。

遊ぶことは子どもの仕事。とことん遊びきることで意欲、活動力、集中力を育て丈夫でしなやかな心と身体になり、働くことが好きになってくるのです。

基本は基礎体力がしっかりあること。

生活リズム、食べること、睡眠を整え、筋力をつけること、脱力することに配慮した保育で、病気に負けない免疫力、神経系の強化を図ります。

② 豊富な生活体験をもとに、自信をつけ生きる力を伸ばす子ども。

楽しい生活を作りあげていくこと。それは、四季折々の季節感を盛り込んでいねいな生活。明日へと積み重ね作り上げていく生活です。

主体的な行動が、自信を育みます。豊富な生活体験をもとに、自信をつけ生きる力を伸ばします。

- ③ 集団の中で自己を表現する力をつけ、友達を受け入れ仲間と共に育ち合う子ども。
子ども自身が言葉や態度で、意思を表現しようとしたり、伝えること、これらはとても大切なことです。そして、それが表明できる人的環境があるということが、とても重要です。大人が子どもに向き合い、言葉を使って関係を積み重ねることで、人への信頼関係を育てます。

保育の目標

保育の中で現在の子どもたちに必要な力は、丈夫で・しなやかで・健康な心と身体を基本とし、以下の五つの力を豊かな生活体験をしながら育んでいきたいと願っています。

- ① 人とかかわっていける力(社会的能力)
- ② 働ける力(労働能力)
- ③ 言葉で伝えられる力(言語的能力)
- ④ 知っていく力(認知能力)
- ⑤ 生命をはぐくみ育てていける力(健康管理能力)を豊かな生活体験をしながら育んでいくことが保育目標です。

保育の特色(3つの力を育てる保育)

- ① 心と身体のバランスをとる力
 - ・身体のバランスは、心のバランス。ともに安定させます。
 - ・食事は和食中心で、成長に必要なバランスのとれたものを食します。
 - ・毎日の戸外遊び、マットでの全身マッサージ、リズム運動を取り入れ血行を促し、しなやかな身体をつくります。
- ② 考える力
 - ・子どもを一人の人間として尊重し自らが、多くの生活体験の主体者だと実感させます。そして、その体験を通して自分で考える力を引きだしていきます。
 - ・視て、聴いて、触って、感じることで自己を表現する力も言葉とともに、育てます。
 - ・自己の内面の自我を育てます。
- ③ 生きていく力
 - ・基本になるのは、まず、「自分」がしっかりあること。自然の中での様々な体験が自分への信頼となり学齢期への原点となるよう、知識より知恵としての力をつけます。

8、家庭支援

- ・必要に応じて個人面談などを実施して、保護者と子どもの様子を共有し、共に育てていく視点を持つ。
- ・保育参加を通して、保育への理解を深めてもらい子育てを共有する。

- ・保育参加の希望は各クラスで受け、主任と栄養士に報告する。食費は実費徴収する。(400円)
- ・個別支援が必要な家庭には、カンファレンス会議を設け、担当職員だけで対応するのではなく、関係機関や園全体で連携を取り丁寧に対応し、家族の自立を支援する。

9、食育・アレルギー

- ・健康な心と体は毎日の食生活の積み重ねにより作られると考え、その食事は和食中心で昼食、おやつ、補食の全てを手作りが大切だと考え提供する。
- ・乳幼児期に食べることを楽しみ、豊かな食体験を育まれるよう食育に取り組む。
- ・食の大切さを保護者へ伝えるための啓蒙活動
(食事便りの発行月1回、面談、離乳食の写真提供など)
- ・食の発達(離乳食のすすめ方)を改定したので保育と連携して確認する。

食事内容

- ・旬の食材を多く取り入れ、国産品で農薬を控えたものや、有機栽培したものを中心に使う。
- ・子ども達の味覚を培うために、昆布やかつおの出し汁を使い、素材の味が分かるように薄味で調理する。

アレルギーについて

- ・食物アレルギーが増えていることから、安全な給食の提供のために卵、乳製品、牛乳は使用しない。
- ・個別の食物アレルギーについては医師の指示に従って対応し、安全な食事を提供する。

10、保健・療育支援

保健

健康についての考え方として自然治癒力を大切にする。

基本的な生活(よく眠り、よい食事、たっぷり遊ぶ)を繰り返しながら体力をつけ、免疫力を高め、自律神経を鍛えていく。四季の中で暑い、寒い、冷たいなどを子どもが感じとり本来「人間が持っている力」「自然と向き合う力」「治す力」を使い育っていくことを促す。

- ・全園児健康診断 年2回(5月、10月)
- ・歯科検診 年1回(6月)
- ・職員健診 年1回(9月)
- ・職員検便実施
- ・保健だよりの発行 月1回

療育

- ・齊藤公子の「子どもから学ぶ」「どの子も育つ」という実践を職員で一致させていき、すくすく児を通してクラス全体の保育を振り返る視点を持つ。また、家庭背景や親の想いを知り支援をしていく。
- ・医療機関と連携をとり療育を進める。
小暮医院（脳神経）瀬川クリニック（小児神経内科）、榊原記念病院（心臓外科）
保健機関（保健センター）、相談機関（児童相談所・保健センター・たち）
永谷郁夫、涼子さん（保育アドバイザー）、藤後悦子（臨床心理士）
都立小児総合医療センター、T o s s i e（児童発達支援事業所）
- ・裏庭を活用した、すくすく児の療育施設を検討する。

1 1、環境整備

- ・安全な保育環境を整えていくために清掃や危険箇所チェックを心掛ける。
- ・樹木や土、砂など感覚を整える環境を整えるために季節の剪定や土・砂などの搬入を怠らないようにする。
- ・遊具の破損や補充を常に検討する。

1 2、専門職の関わり

- ・育児困難児や保護者が複雑な事情を抱えている家庭に対しては、臨床心理士（藤後さん）と連携をとり、保育園で出来る支援と専門機関に依頼することを整理し支援体制をとるようにする。
- ・配慮を必要とする児童に関して行動観察を行い、カンファレンスを実施する。
- ・地域に専門的なアドバイスを必要とする家庭・保護者・職員に相談支援を実施する。

1 3、研修計画

- ・園内研修の計画を作成し取り組む（別紙）
- ・危機管理、安全対策、個人情報についての研修への取り組み。
- ・府私保、その他関係機関の研修への参加。
- ・個人の研修計画の策定と自己研修の推奨（面接年3回）
- ・他園との交流や、見学の実施。
- ・処遇改善に必要な研修への参加。

1 4、働き方改善への取り組み

- ・事務仕事については省力化を目指し、お互い協力し合い事務時間の確保に努める。
タブレットの運用を開始する。

ルクミー（午睡チェック）の使用を開始する。

・会議は時間内に終了するように、議題の整理や進行の計画を事前に立てる。

乳・幼児会については、副主任と各クラスリーダーで事前に上記の計画を立てて行う。

1 5、年間行事計画

月	こども	保護者
4月	入園、進級、	全体懇談会
5月	子どもの日の集い 春合宿	
6月		
7月	プール開き 七夕の会	
8月		
9月	まつり、敬老の日の会	
10月	お月見の会、秋合宿、運動会	運動会
11月	芋煮会	
12月	おたのしみ会	
1月	もちつき	大人のための年長リズム
2月	節分 芽吹き	
3月	ひな祭り、地球さんを送る会 巣立ちの会	懇談会（0～5歳児）卒園式

* 遠足は各クラス随時企画する。* 保育参加は年間を通して受入れ。誕生会は毎月末。

1 6、安全管理

近年様々な自然災害が多く発生している。長時間園で生活する子どもたちの安全を確保することは重要です。

どのような災害が発生するかを多様に想定し安全確保や事業継続計画を作成する。

職員の危機管理の意識を高めるとともに、子ども自身が災害から自分の身を守るという意識と行動を身に着けることも重要だと考える。

昨年発生した新型コロナウイルスへの対応も求められる。

非常災害等への対策

防犯設備	学校 110 番(非常通報装置)、警備会社通報装置、暗証番号式自動ドア
防災設備	火災通報装置、自動火災探知器、煙感知器、誘導灯及び消火器
消防計画作成 届出年月日	旧府中市白糸台消防署平成 25 年 7 月 24 日届出済

防火管理者	大伴美砂子
定期訓練	(1)避難訓練・消火訓練:毎月 1 回以上実施 (2)総合防災訓練(引き渡し訓練を含む):年 2 回
避難場所	(1)1 次避難場所:府中市立第十小学校 (2)2 次避難場所:多磨霊園
災害発生時の対応	災害発生時においては、保護者等の引き取りのあるまでの間(開園時間外を含む)、引き続き児童を保護する。

緊急時の対応

対応方法	園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに園児の保護者又は医療機関(嘱託医を含む)への連絡を行う等の必要な措置を講じる。なお、保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対応を行う。	
救急・消防	管轄	東京消防庁府中消防署朝日町出張所
	所在地	府中市朝日町 3 丁目 13 番地
	電話	042-363-0119
警察	管轄	警視庁府中警察署及び白糸台交番※
	所在地	府中市府中町 1-10
	電話	042-360-0110

【特注】※白糸台交番は、直通電話がないため府中警察署に電話をしてつないでまいります。

緊急時の避難について

地震の時

※避難集合場所…南側園庭

※第 1 避難場所…府中市立第十小学校

※第 2 避難場所(広域避難場所)…多磨霊園

◎保護者への連絡方法

- ・避難場所を園舎前に掲示する。
- ・可能であれば緊急児童カードにもとづいて連絡をする。
- ・保護者以外の方がお迎えとなる場合は「緊急児童カードをお持ちの引き取り人」とさせていただきます。

火災の時

- ※避難集合場所…園舎より火災が発生したときは園庭に避難する。
近隣建物より火災が発生したときは園庭に避難後、第2保育園に避難する。
状況により第一避難場所へ移動する。(火災発生の状況によっては園庭ではなく別の敷地内に避難する場合もある)
- ※第1避難場所…府中市立第十小学校
- ※第2避難場所(広域避難場所)…多磨霊園

◎保護者への連絡方法

- ・緊急児童カードにもとづいて保護者へ連絡する。
- ・保護者以外の方がお迎えとなる場合は「緊急児童カードをお持ちの引き取り人」とさせていただきます。

17、苦情解決第三者委員の取り組み

第三者委員

概要	苦情解決における客観性と社会性を確保するとともに、苦情申出人に対する適切な支援を行うため、法人に第三者の立場に立つ第三者委員を設置する。
第三者委員	河内 昌毅 携帯 090-4959-1114
	花原 幹夫 電話・FAX 042-392-0197
	芝 喜久子 携帯 080-1088-2090

18、ボランティア、実習生の受け入れ

近年の人材確保が困難な中、実習生受け入れは次世代の保育者を育てるためにも積極的に受け入れを行ない、人と関わることや仕事が楽しいことを伝えていく。

小、中、高生の受入れも積極的に行い意欲を持って関わられるように努める。

19、地域支援と地域との関係

- ・在宅子育て事情を知り、地域の中での子育て支援の意味を積極的に職員間で深めていく。
- ・全体的な計画の保育園の社会的責任を職員間で共有する。
- ・地域の中で保育をしていく上で、共存について意識と自覚を高める。
- ・他施設との交流を深める。

① 子育てひろば

・主として乳幼児（0歳から3歳まで）をもつ親とその子が気軽に利用でき、交流できる場を提供する。

【リズム遊び】 年8回実施。リズム遊びを通して、子どもの見方や子育ての学びを提供する。
講師は永谷郁夫・涼子さん。

【赤ちゃん講座】 歩行前の保護者を対象に子どもの見方や子育ての学びを提供する。
ロールマットで体の凝りや左右差などを見る。

【子育て相談】 日常的には、園長・主任・栄養士・看護師が相談にあたる。
記録に残す。（専用ファイル）

【園庭開放】 年10回実施。地域の方が自由に集える場として園庭を利用できる。

【食事体験】 園庭開放を利用後、園の給食を実費で食することが出来る。
大人 400円 子ども 300円

② 地域支援事業

[保育所体験特別事業]

目的：保育を必要とする地域の親子に園舎を開放し入所児との交流を通じて育児上の相談などを受ける。

- ・同世代の子どもの姿を見て、子どもの発達のことや、子育ての方法を知ってもらうこと、感じてもらうこと。
- ・保育体験の時間は午前中を基本とする。
- ・離乳食の相談は厨房として受ける。
- ・利用者には事務所で名前・年齢・住所等を記録してもらい料金を頂く。

食費は、大人400円、子ども300円。

[赤ちゃんふらっと事業]

急な授乳やおむつ替えの立ち寄りスペースを提供する。

医務室、0歳児室。

[職場体験] 小・中学生の育児体験（職場体験）の受け入れ

[保育拠点活動支援] 高校生、大学生、専門学校の実習生の受け入れ

一時預かり、定期利用保育事業の実施

保育士2名を配置し、1歳児～就学前までの児童を専用の空間を用いて保育する。

定員10名。

他園との交流

・児童発達支援事業所「tossie」との交流保育。

児童の受け入れと実践交流。

- ・愛知県、ももの木保育園、のいちごこども園の受け入れと実践交流。

20、広報活動

保育園の情報はホームページなどで公開する。

21、福祉サービス第三者評価の受審

2019年度実施。3年毎に受審する。

わらしこ保育園 役割・業務について

<体制表> 別表

<園長・副園長・主任・保育士・看護師、栄養士、調理師、事務の役割と仕事について>

[管理（責任権）の内容]

- ・園長（管理、指導、責任）・・施設の運営、管理の最高責任者である。
 - ・法人の理事として、法人の運営を将来構想にわたって責任を持つ。
 - ・園の運営管理に責任を持つ。（経理、人材育成、施設管理）
 - ・地域との交流をはかり、地域の主体となる。
- ・副園長（管理、指導、責任）・・施設の運営、管理を園長と共に担っていく。
 - ・職員管理、指導に責任を持つ。
 - ・施設の安全、危機管理に責任を持つ。
 - ・業務、事業の遂行に責任を持つ
 - ・地域との交流を図り、地域との窓口になる。
- ・主任（管理、指導、責任）・・施設の運営、管理を園長と共に担っていく。
 - ・職員管理、指導に責任を持つ。
 - ・保育に責任を持つ。
 - ・施設の安全、危機管理に責任を持つ。
 - ・業務、事業の遂行に責任を持つ
 - ・地域との交流を図り、地域との窓口になる。
- ・正規職員（主体的参画、実行）・・法人の将来構想を主体的に実行していく。
 - ・法人の中、長期計画に主体的に参画する。
 - ・園の運営への主体的参画、実行
 - ・地域との交流を図る。

- ・常勤パート職員（積極的協力）
 - ・法人の構想を理解、協力していく。
 - ・園の運営を理解、協力していく。
- ・パート職員（協力）
 - ・園の運営について、協力していく。
 - ・地域と協力していく。

[それぞれの役割]

個々が園を担う主体者であるという意識を持つ。

保育士 クラスを適切に運営し、各年齢の保育を実践していく。

- ◎ 子どもを真ん中にして保護者と手をつなぎ、ともに育つ。
- ◎ ひとりの人間として子ども一人ひとりに向き合う。
- ◎ 学びへの積極的な姿勢を持つ。
- ◎ 職員同士尊重し合い、認め合い、助け合い子ども達のために運営に関わっていく。

園長

- ◎ 経営を健全に運営していくことへの責任を持つ。
- ◎ 運営を着実に発展させるための責任を持つ。
- ◎ 副園長、主任、職員へ指導、教育、支援のルート作りの責任を持つ。
- ◎ 保護者への支援をする。
- ◎ 保護者への啓蒙活動の中心となる。
- ◎ 地域との連携の柱になっていく。
- ◎ 行政との連絡 これらすべての方面にアンテナを張り、園と園外とのパイプ役になる。

副園長

- ◎ 園長と共に職員の意見を吸い上げながら保育園の将来ビジョンを考えていく。
- ◎ 保育園の運営に園長と共に責任を持っていく。
- ◎ 主任を育成し、職員へ指導、教育、支援のルート作りの責任を持つ。
- ◎ 職員と共に保育実践を積み重ねていくうえでの要となる。
- ◎ 職員と保育園・職員同士・地域とのパイプ役。
- ◎ 保護者と直接結びつき保育士や専門職と連携しながら、支援の柱を組み立てる。
- ◎ 職員への指導、教育、支援の要となる。

主任

- ◎ 副園長と共に職員の意見を吸い上げながら保育園の将来ビジョンを考えていく。
- ◎ 保育園の運営に園長・副園長と共に責任を持っていく。
- ◎ 職員と共に保育実践を積み重ねていくうえでの要となる。
- ◎ 職員と保育園・職員同士・地域とのパイプ役。
- ◎ 保護者と直接結びつき保育士や専門職と連携しながら、支援の柱を組み立てる。

- ◎ 職員への指導、教育、支援の要となる。

看護師

- ◎ 子ども達の健康、衛生に関することの掌握、指導、啓蒙に責任をもつ。
- ◎ 職員、保護者の健康、衛生に関することの掌握、指導、啓蒙。
- ◎ 園生活でのケガ、病気にたいする対処。
- ◎ 0歳児、障がい児に対する医療的な面からのフォロー。
- ◎ 母子保健の視点を持つ。
- ◎ 保健計画に責任を持つ。
- ◎ 副園長・主任・乳幼児リーダー・厨房リーダーと共に園全体のことを考えていく。

栄養士

- ◎ 栄養管理をおこない子どもの育ちを中心にすえて、食育の中心になる。
- ◎ 献立作成、調理の中心になり、職員、子ども、親への食に関する指導、啓蒙。
- ◎ 厨房内での衛生管理。
- ◎ 厨房職員間のまとめ役。
- ◎ 食育計画に責任を持つ。
- ◎ 0才児離乳食及びアレルギー児の管理。

調理師

- ◎ 栄養士、保育士と連携して子どもの食事作りの専門職としての力を発揮する。
- ◎ 食文化の伝達。
- ◎ 技術の向上を目指す。
- ◎ 食育計画の実施をすすめていく。

事務

- ◎ 法人、園を運営していくうえで発生する事務を担う。
- ◎ 保護者や園外者からの窓口となる。

乳児・幼児リーダーの役割

- ◎ 主任と各クラスリーダーのパイプ役となり伝達を行う。
- ◎ 乳児保育・幼児保育それぞれの保育内容の把握と理解。
- ◎ 主任と共に職員の指導と、園全体のことを考えていく。
- ◎ 乳・幼児会議の計画と進行、まとめ。
- ◎ 月案は1日、まとめは5日までに集め保育内容を主任と確認する。
- ◎ 職員会の運営補助、議事録書記の采配をする。

子育て支援リーダーの役割

- ◎ 一時預かり・定期利用保育のリーダーとしてどんぐりぐみを運営していく。
- ◎ 子育てひろばを通して地域の保護者の支援の窓口となる。
- ◎ 職員会の運営への補助、議事録書記の采配をする。

クラスリーダーの役割

- ◎ 乳児・幼児リーダーと職員のパイプ役となり伝達を行う。
- ◎ 各クラスの職員の指導（クラスに配属のパート職員も含む）まとめ役並びにクラス運営の責任者。
- ◎ 主任や乳・幼児リーダーと共に園全体のことを考えていく。
- ◎ 新規採用者（正規職員・パート職員）への指導（業務内容・保育内容）と養成。

厨房リーダーの役割

- ◎ 栄養士が担う。
- ◎ 乳・幼児リーダーと共に職員会議の運営補助、議事録書記の采配をする。
- ◎ 主任や乳・幼児リーダーと共に園全体のことを考えていく。
- ◎ 厨房職員の指導・まとめ役・食育の責任者。

保健リーダーの役割

- ◎ 看護師が担う。
- ◎ 他のリーダーと共に職員会議の運営補助、議事録書記の采配をする。

以上

令和 2(2020)年度 わらしこ第 2 保育園事業計画書

1、はじめに（基本方針・事業計画を立案するにあたって）

少子・高齢化、待機児解消が叫ばれる中、府中市では今年度も保育園が開設されました。今年度の募集で3歳以上の未充足は勿論、0歳児、1歳児の未充足があり、わらしこ第2保育園でも1歳児の未充足を生み出す結果となりました。今後望まれる保育園像を大きく見直す必要があることを示唆するものであると考えます。

また、昨年10月に、「幼児教育・保育」が無償化になりましたが、府中市では副食費が実費徴収となりました。結果、保護者への手続きの案内や副食費の徴収に伴う業務が生じており、事務が煩雑となっています。

平成30年から施行された保育所保育指針の理解を深め、「主体的、対話的で深い学び」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等、わらしこ第2保育園で実施していることを発信する。その為にも、わらしこのいろはの継続、そして質の向上を目指し成長マップを試案したので全職員で取り組んでいきたい。園運営では、ここ数年人材不足で事業も縮小して対応してきましたが、正職を5名確保でき、今年度も全職員で「確認」そして「一致」としながら進んでいきたいと思ひます。

子どもの成長にふさわしい子育ての仕方を在園保護者や地域の保護者に今年度も継続して発信していくことで、子ども達が最善の利益を得られるように努めるとともに、選ばれる保育園になっていきたいと思ひう。

2、保育理念

(1)保育園理念

- ・一人でも多くの子どもたちが、平和な世の中で、安心できる大人のもとでのびのびと育ってほしい。
- ・人間としての自立に向かって親と保護者が協力して子どもの成長を育み見守るという子育ての共同化を目指します。
- ・そのために子どもに関わる大人は子どもの最善の利益と子どもの福祉の増進を常に考えます。保育園は親が安心して預けられる、相談できる場であり、地域の核となることを保育園の理念とします。

(2) こんな保育園に

- ①働くことと子育ての両立を求める保護者が安心して預けられる保育園に。
- ②集団生活を通して子ども達の自立へ向けての土台をしっかりと耕すことができる保育園に。

- ③保護者が心身共にゆとりを持ち、責任を持って保育にあたる保育園に。
- ④子どもと子ども、子どもと保護者、保護者と保育者、保護者同士、保育者同士がともに育ちあえる保育園に。
- ⑤地域住民との連携の中で、豊かな子育てが支えあえる保育園に。
- ⑥地域の保育、教育、医療と連携し保育の向上を求め続ける保育園に。
- ⑦平和な社会をめざしていける保育園に。

3、今年度の重点課題

(1) 法人職員として

- ・法人内の事業所間で連携をとり交流を図る。
- ・新保育所保育指針について内容と実践の理解を深める。
- ・「共同保育」の園理念のもとに、保護者と共に子どもを育てていく。
- ・法人の将来について職員間でも考え5年後10年後の計画をたてる。
- ・職員育成の体系化を目指し作成した「成長マップ」の施行、検討を始める。
- ・法人研修として「チームビルディング研修」をわらしこ保育園と合同で研修を実施する。

(2) 保育について

- ・保育、保健、食事の3つの視点で連携をとり子どもを育てていく。
(3本柱の保育を一致する) 個々の職員も3つの視点を持つてこどもを理解する。
- ・観劇、質の高い生の演奏や歌などに触れられる行事をつくり、子どもに豊かな文化を伝える。
- ・畑を利用した食育に取り組み、子どもの心と体を育てる。
- ・園外保育で豊かな経験を重ねる。年間で計画する。

(3) 保育所を利用する子どもの保護者への支援

様々な困難を抱え、支援が必要な家庭が増加している。また、各家庭においても個々の状態に合わせた対応や支援が必要とされている。

懸命に子育てをしている保護者を尊重し、保育内容を丁寧に伝え子どもの様子を共有して、子育ての伴走者としての立ち位置で家庭支援を行う。

(4) 職員育成

職員一人一人の保育観の獲得とわらしこの保育の継承並びに、こども観、保育観を全職員で一致していくために法人研修と園内研修を行う。

法人研修・・・チームビルディング研修

園内研修・・・リズム研修、ロールマット研修、歯科医研修、臨床心理士研修

キャリアアップ研修・・・2022年までに副主任は必須4つの研修を、クラスリーダーは1分野の研修を受講することとする。

4、児童定員・開所時間

定員100名

0歳児・・・6名 1歳児・・・18名 2歳児・・・19名

3歳児・・・19名 4歳児・・・19名 5歳児・・・19名

開所時間：通常保育時間 7時～18時

延長保育事業 18時～19時

5、職員配置

常勤職員 23名 園長（1名）保育士（16名）看護師（1名）栄養士（1名）
調理員（3名）事務員（1名）

パート職員 17名 保育補助（13名）子育て広場担当（2名）駐輪場整備（2名）

6、運営方針

運営管理を円滑に行うために、以下の会議をおく。

- ・職員会議・・・月1回（1.5H）
- ・総括会議・・・期ごとに長時間会議（Ⅱ期、Ⅲ期は土曜日開催）
（Ⅰ期 4・5・6月 Ⅱ期 7・8・9・10・11月 Ⅲ期 12・1・2・3月）
- ・園長、主任会議・・・必要に応じて設ける。
- ・リーダー会議・・・月1回
- ・厨房会議・・・月1回（1.5H）
- ・乳児会、幼児会・・・月1回（1.5H）
- ・クラス会議・・・就労内で調整して実施。
- ・パート会議・・・必要に応じて設ける。

〈乳児会〉＊毎月開催で下記の月のみテーマあり。

4月初めか中旬・・・新年度に入り、保育の様子とその他諸々。

6月・・・プール、水遊びに向けて

9月初め・・・運動会に向けての保育について

11月初め・・・後半の保育について

1月初め・・・年度末に向けての保育について

3月・・・新乳児会

〈幼児会〉＊毎月開催で下記の月のみテーマあり。

4月・・・新年度に入り、保育の様子とその他諸々。

年長合宿についての目的、計画など。その他。

6月初め・・・プール・水遊びに向けて

9月・・・運動会に向けての保育について合宿について計画など。

11月初め・・・後半の保育について

1月・・・年度末に向けての保育、年長卒園期についての保育。

3月・・・新幼児会

職員全員が分担し運営していく、各係りでマニュアルを基に実施。また、マニュアルの見直しや再検討も実施して、より使いやすいマニュアルにしていく。

・教材発注・管理・絵本・・・

：保育教材・教材庫の管理

：絵本、紙芝居等の管理、注文。

：修繕が必要なものは職員に声をかける。

・園内整備・・・

：常に園内を見渡して、園内の美化に努める。

：気になる場所があったら、他に呼びかけたりして、清掃及び整備をする。

・園庭整備・・・

：常に園庭を見渡して、気になるところがあれば他に呼びかけたりして整備を心がける。

：夏場のシェイド掛けや簾掛け等必要なことがあれば、他に呼びかけて設置する。

・職員室整備・・・

：職員室（職員室前トイレ含む）を見渡して、美化に努める。

：気になる場所があったら、他に呼びかけたりして、清掃及び整備をする。

・園内研修・・・

：園内研修の計画を、主任に相談しながら立てる。

：当日の接待と研修会の司会・進行を行う。

：研修報告書を、皆に呼びかけ集める。

・畑統括・・・

：畑を通して食育の発信。

：畑の管理、運営、保育との連携。

・職員会議・・・

：職員会議、総括会議の際の会場設定を皆に呼びかけて行う。

: 会議録の采配、収集、確認をして主任に提出する。

7、保育方針

子ども像

- ① 自然を愛し、四季の変化の中で五感を使って遊び切る子ども。

自然の中で遊具に頼らず十分遊んで心身を開放させ、発見し、学び、感謝し、好奇心や関心を持ち四季の自然を愛ししてほしい。

遊ぶことは子どもの仕事。とことん遊びきることで意欲、活動力、集中力を育て丈夫でしなやかな心と身体になり、働くことが好きになってくるのです。

基本は基礎体力がしっかりあること。

生活リズム、食べること、睡眠を整え、筋力をつけること、脱力することに配慮した保育で、病気に負けない免疫力、神経系の強化を図ります。

- ② 豊富な生活体験をもとに、自信をつけ生きる力を伸ばす子ども。

楽しい生活を作りあげていくこと。それは、四季折々の季節感を盛り込んだていねいな生活。明日へと積み重ね作り上げていく生活です。

主体的な行動が、自信を育みます。豊富な生活体験をもとに、自信をつけ生きる力を伸ばします。

- ③ 集団の中で自己を表現する力をつけ、友達を受け入れ仲間と共に育ち合う子ども。

子ども自身が言葉や態度で、意思を表現しようとしていたり、伝えること、これらはとても大切なことです。そして、それが表明できる人的環境があるということが、とても重要です。大人が子どもに向き合い、言葉を使って関係を積み重ねることで、人への信頼関係を育てます。

保育の目標

保育の中で現在の子どもたちに必要な力は、丈夫で・しなやかで・健康な心と身体を基本とし、以下の五つの力を豊かな生活体験をしながら育んでいきたいと願っています。

- ① 人とかかわっていける力(社会的能力)
- ② 働ける力(労働能力)
- ③ 言葉で伝えられる力(言語的能力)
- ④ 知っていく力(認知能力)
- ⑤ 生命をはぐくみ育てていける力(健康管理能力)を豊かな生活体験をしながら育んでいくことが保育目標です。

保育の特色（3つの力を育てる保育）

① 心と身体のバランスをとる力

- ・身体のバランスは、心のバランス。ともに安定させます。
- ・食事は和食中心で、成長に必要なバランスのとれたものを食します。
- ・毎日の戸外遊び、ロールマット、リズム遊びを取り入れ血行を促し、しなやかな身体をつくります。

② 考える力

- ・子どもを一人の人間として尊重し自らが、多くの生活体験の主体者だと実感させます。そして、その体験を通して自分で考える力を引きだしていきます。
- ・視て、聴いて、触って、感じることで自己を表現する力も言葉とともに、育てます。
- ・自己の内面の自我を育てます。

③ 生きていく力

- ・基本になるのは、まず、「自分」がしっかりあること。自然の中での様々な体験が自分への信頼となり学齢期への原点となるよう、知識より知恵としての力をつけます。

8、家庭支援

- ・必要に応じて個人面談などを実施して、保護者と子どもの様子を共有し、共に育てていく。
- ・保育参加を通して、保育への理解を深めてもらい子育てを共有する。
- ・保育参加の希望は各クラスで受け、主任と栄養士に報告する。食費は実費徴収する。
(400円)
- ・個別支援が必要な家庭には、担当職員だけで対応するのではなく、関係機関や園全体で連携を取り丁寧に対応し、家庭の自立を支援する。

9、食育・アレルギー

- ・健康な心と体は毎日の食生活の積み重ねにより作られると考え、その食事は和食中心で昼食、おやつ、補食の全てを手作りが大切だと考える。
- ・乳幼児期に食べることを楽しみ、豊かな食体験を育まれるよう食育に取り組む。
- ・食の大切さを保護者へ伝えるための啓蒙活動
(給食便りの発行月1回、面談、離乳食の写真提供など)

食事内容

- ・旬の食材を多く取り入れ、国産品で農薬を控えたものや、有機栽培したものを中心に使う。
- ・子ども達の味覚を培うために、昆布やかつおの出し汁を使い、素材の味が分かるように薄味で調理する。

アレルギーについて

- ・食物アレルギーが増えていることから、安全な給食の提供のために卵、乳製品、牛乳は使用しない。
- ・個別の食物アレルギーについては医師の指示に従って対応し、安全な食事を提供する。

1 0、保健・療育支援

保健

健康についての考え方として自然治癒力を大切にする。基本的な生活（よく眠り、よい食事、たっぷり遊ぶ）を繰り返しながら体力をつけ、免疫力を高め、自律神経を鍛えていく。四季の中で暑い、寒い、冷たいなどを子どもが感じとり本来「人間が持っている力」「自然と向き合う力」「治す力」を使い育っていくことを促す。

- ・全園児健康診断 年2回（5月、10月）
- ・歯科検診 年1回（6月）
- ・職員健診 年1回（9月）
- ・職員検便実施
- ・保健便りの発行 月1回

療育

- ・齊藤公子の「こどもから学ぶ」「どの子も育つ」という実践を職員で一致させていき、すくすく児を通してクラス全体の保育を振り返る視点を持つ。また、家庭背景や親の想いを知り支援をしていく。
- ・医療機関と連携をとり療育を進める。

小暮医院（脳神経）、瀬川クリニック（小児神経内科）、
 吉祥寺ファミリー歯科クリニック（小児歯科）、榊原記念病院（心臓外科）
 医療機関（保健センター）、相談機関（児童相談所・保健所・たち）
 保育アドバイザー、臨床心理士
 都立小児総合医療センター、T o s s i e（児童発達支援事業所）

1 1、環境整備

- ・マニュアルを作成し、安全な保育環境を整えていく。

1 2、専門職の関わり

育児困難児や保護者が複雑な事情を抱えている家庭に対しては、臨床心理士（藤後さん）と連携をとり、保育園で出来る支援と専門機関に依頼することを整理し支援体制をとるようになる。

1 3、研修計画

- ・園内研修の計画を作成し取り組む。
- ・危機管理、安全対策、個人情報についての研修への取り組み。
- ・府私保、その他関係機関の研修への参加。
- ・個人の研修計画の策定と自己研修の推奨。
- ・他園との交流や、見学の実施。
- ・処遇改善に必要な研修への参加。

1 4、働き方改善への取り組み

- ・事務仕事については省力化を目指し、お互い協力し合い事務時間の確保に努める。
ICT 化を進めていく。(キッズビューを活用していく) また、午睡チェックも午睡センサーを導入していく。
(ルクミー)
- ・会議は時間内に終了するように、議題の整理や進行の計画を事前に立てる。
乳幼児会については、副主任と各クラスリーダーで事前に上記の計画を立てて行う。

1 5、年間行事計画

月	こども	保護者
4月	入園、進級、	全体懇談会・各クラス懇談会
5月	子どもの日の会、春合宿	
7月	全園児親子リズム	
9月	秋合宿、お月見の会、敬老の日の会	
10月	運動会	運動会
11月	芋煮会	各クラス懇談会
12月	お楽しみ会、もちつき	
2月	節分	全体懇談会・各クラス懇談会
3月	ひな祭り、巣立ちの会、地球組を送る会	巣立ちの会

* 遠足は初夏、秋、春先に実行できるように企画する。

* 保育参加は年間を通して受入れ。行事の時はなし。

1 6、安全管理

非常災害等への対策

防犯設備	学校 110 番(非常通報装置)、警備会社通報装置、暗証番号式自動ドア
防災設備	火災通報装置、自動火災探知器、煙感知器、誘導灯及び消火器
消防計画作成 届出年月日	旧府中市白糸台消防署平成 25 年 7 月 24 日届出済
防火管理者	園長
定期訓練	(1)避難訓練・消火訓練:毎月 1 回以上実施 (2)総合防災訓練(引き渡し訓練を含む):年 2 回
避難場所	(1)1 次避難場所:府中市立第二中学校 (2)2 次避難場所:多磨霊園
災害発生時の 対応	災害発生時においては、保護者等の引き取りのあるまでの間(開園 時間外を含む)、引き続き児童を保護する。

緊急時の対応

対応方法	園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに園児の保護者 又は医療機関(嘱託医を含む)への連絡を行う等の必要な措置を講じる。なお、 保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当保育園 が責任を持って、しかるべき対応を行う。	
救急・消防	管轄	東京消防庁府中消防署朝日町出張所
	所在地	府中市朝日町 3 丁目 13 番地
	電話	042-363-0119
警察	管轄	警視庁府中警察署及び白糸台交番※
	所在地	府中市府中町 1-10
	電話	042-360-0110

【特注】※白糸台交番は、直通電話がないため府中警察署に電話をしてつないでもらいます。

緊急時の避難について

地震の時

※避難集合場所…東側園庭
※第 1 避難場所…府中市立第二中学校
※第 2 避難場所(広域避難場所)…多磨霊園

◎保護者への連絡方法

- ・避難場所を園舎前に掲示する。
- ・可能であれば緊急児童カードにもとづいて連絡をする。
- ・保護者以外の方がお迎えとなる場合は「緊急児童カードをお持ちの引き取り人」とさせていただきます。

火災の時

- ※避難集合場所…園舎より火災が発生したときは東側園庭に避難する。
近隣建物より火災が発生したときは東側園庭に避難後状況により第一避難場所へ移動する。（火災発生の状況によっては東側園庭ではなく別の園敷地内に避難する場合もある）
- ※第1避難場所…府中市立第二中学校
- ※第2避難場所（広域避難場所）…多磨霊園

◎保護者への連絡方法

- ・緊急児童カードにもとづいて保護者へ連絡する。
- ・保護者以外の方がお迎えとなる場合は「緊急児童カードをお持ちの引き取り人」とさせていただきます。

17、苦情解決第三者委員の取り組み

概要 苦情解決における客観性と社会性を確保するとともに、苦情申し出人に対する適切な支援を行うため、法人に第三者の立場に立ち第三者委員を設置する。

18、ボランティア、実習生の受け入れ

近年の人材確保が困難な中、実習生受け入れは次世代の保育者を育てるためにも積極的に受け入れを行ない、人と関わること、仕事が楽しいことを伝えていく。

小、中、高生の受け入れも積極的に行い意欲を持って関われるように努める。

19、地域支援と地域との関係

- ・在宅子育て事情を知り、地域の中での子育て支援の意味を積極的に職員間で深めていく。
- ・地域の中で保育をしていく上で、共存について意識と自覚を高める。

①地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

・主として乳幼児（0歳から3歳まで）をもつ親とその子が気軽に集い、交流できる場を提供する。

[子育て相談] 日常的には、園長・主任・栄養士・看護師が相談にあたる。

記録に残す。（専用ファイル）

[自由交流] 地域の方が自由に集える場として園内の子育て支援室を利用できる。

②地域支援事業

[保育所体験特別事業]

目的：保育を必要とする地域の親子に園舎を開放し入所児との交流を通じて育児上の相談などを受ける。

・同世代の子どもの姿を見て、子どもの発達のことや、子育ての方法を知ってもらったり、感じてもらう。

・保育体験の時間は午前中を基本とする。

・離乳食の相談は厨房としてから、受ける。

・利用者には事務所で名前・年齢・住所等を記録してもらい料金を頂く。

食費は、大人400円、子ども300円。

[講座] 1年間を通して、離乳食講座、リズム講座を企画・計画する。

リズム（各クラスで分担）・離乳食講座 月2回（栄養士）

[健康増進支援事業]

地域の未就学児を対象に健康相談、健康診断をおこなう。

担当 嘱託医、看護師。要予約。

[赤ちゃんふらっと事業]

急な授乳やおむつ替えの立ち寄りスペースの提供。

[職場体験] 中学生の育児体験（職場体験）の受け入れ

[保育拠点活動支援] 高校生、大学生、専門学校の実習生の受け入れ

[出産を迎える親の体験事業] 育児不安の軽減

③一時預かり、定期利用保育事業の実施

各クラスにて受け入れを行う。要綱に従う。

20、広報活動

保育園の情報はホームページなどで公開する。

21、第三者評価受審

H30年度に受審済み。次回2年後に予定。

以上

令和 2(2020)年度 まえはら学童保育所事業計画書

1、はじめに

小金井市の業務運営委託を受けて5年が経ちました。この春も20名の3年生が巣立っていきました。「子どもは大人の姿を見て育つ」といいますが人の思いを受け止めることができれば、かけがえのない仲間づくりもできるようになります。

学童保育所では毎年3学期になると卒所文集を作りますが、3年生の子どもたちに「がくどうってどんなところ？」と問いかけました。すると、

「おいしいおやつを作ってくれるところ」

「友達ができるところ」

そして、

「わたしたちを守ってくれるところ」

と書いてくれています。『心が伝わる、つながる』そう思った子どもたちが自らの意思で通ってくるところ。まえはら学童保育所はまさに、そのような場所でありたいと願っています。

指導員として常に学ぶ姿勢を大切にしながら知識を高め、一人ひとりの学びがチームとして一体となるような運営が行えるよう努めて行きたいと思います。

2、保育理念

一人でも多くの子どもたちが、平和な世の中で、安心できる大人のもとでのびのびと育てほしいと願いながら、人間としての自立に向かって保護者と指導員が協力して子どもの成長を育み見守るといふ、子育ての共同化を目指します。そのために、子どもに関わる大人は子どもの最善の利益と子どもの福祉の増進を常に考えます。学童保育所は親が安心して預けられる場であり、地域の核となることを理念とします。

3、こんな学童保育所に

- ① 働くことと子育ての両立を求める保護者が安心して預けられる学童保育所に。
- ② 集団生活を通して子どもたちが主体となる生活をつくり上げていける学童保育所に。
- ③ 子ども・保護者・指導員が共に育ち合える学童保育所に。
- ④ 父母会や地域との連携の中で、豊かな子育てが支えあえる学童保育所に。
- ⑤ 関係機関や地域と連携し、保育の向上を求め続ける学童保育所に。
- ⑥ 指導員が心身共にゆとりを持ち、責任を持って保育にあたる学童保育所に。
- ⑦ 平和な社会をめざしていける学童保育所に。

4、こんな子どもに

今年度の年間目標

「仲間を大切にし、お互いを認め合える集団づくりをしていく」

- ・異年齢の仲間との生活を通して、友達をおもいやり、意欲的にあそべる子に。
- ・自分の考えや思いを、はっきり伝えられる子どもに。
- ・自分のことは、自分でやれる子どもに。
- ・相手の気持ちを考え、行動できる子どもに。

5、基本方針

- 子どもに関わる大人が子どもの最善の利益を常に考えていきます。
- 指導員と子どもの信頼関係、子ども同士の信頼関係の構築を重視していきます。
- おやつを手作りで行うことを基本と考え、安心、安全な物を提供できるようにしていきます。
- 子どもが安心して登所し過ごすことができる、地域の核となる学童保育所を目指します。
- 保護者との意志疎通を十分に図ることによって、子どもの安全や健康、保護者の安心を最大限に確保するために面談の機会を設けるなど対話を大切にしていきます。
- 学童保育所の主催行事はもちろん、父母会主催行事と積極的に連携し、保護者との交流を図っていきます。
- 小金井市や市内の他の学童保育所との連携を密にしていきます。
- 小金井市、学童保育連絡協議会などの研修に積極的に参加し、学童保育の知識を深めていきます。

***学童保育事業（小金井市放課後健全育成事業）を、運営業務委託仕様書・業務マニュアルに沿って行う。**

6、保育内容

「ただいま」と元気よく帰ってきた子どもたちを「おかえり」と迎える指導員、そんなやり取りから学童保育の毎日が始まり、だれもがお互いを認め合い安心してのびのびと過ごせる場、ほっとできる場でありたいと思っています。

学童保育は、3年生がリーダーとなって1・2年生と協力していく、異年齢による集団生活の場です。日々の子ども同士のかわり合いの中で起こる様々なこと、けんかや行き違い、怒りや悲しみ、喜びや楽しみなどを、それぞれが個性ある仲間として認め合い・助け合って、一人ひとりが共に成長していける集団づくりをしていきたいと思っています。

そして、子どもたちが、自分たちのあそびや生活を発展していけるように知恵を出し合い、みんなで考え、創り上げていく仲間関係を大切にしていきます。

学童保育所では、異年齢の仲間の中で、だれもが生活やあそびを通して、お互いに育ち合い、子どもたちが主体となる「生活の場」を目指していきます。

具体的な取り組みは以下のとおりです。

(1) 基本的生活習慣

挨拶、言葉づかい・身辺自立などができるように声かけをし、共有物の扱い方、健康・衛生に関する知識と判断を身につけていけるようにします。

(2) 集団生活

異年齢の仲間との生活をとおして、集団生活のルールやマナーを身につけ、様々なかかわりの中で仲間とあそぶ楽しさや思いやりを育んでいきます。

(3) 班編成

毎日の生活の単位となる班を学期ごとに編成し、1～3年生までの混合班を基盤としながら、あそびや取り組みを進めていきます。

(4) 集団降所

地域ごとに降所班を編成し、3年生を中心に、まとめて安全に降所できるようにします。

(5) あそび

*** 自由あそび**

放課後に、仲間と好きなあそびを展開する中で、一人ひとりが満足感・充実感を持つとともに、子ども同士の関わり合いや、その中で自分を表現したりコントロールしたり、コミュニケーション力を育みます。

また、野川の自然に恵まれた環境を活かして、四季折々のあそびを楽しみます。

*** 集団あそび（みんなであそぼう等）**

異年齢であそぶダイナミックなあそびを通して、あそびのルールを教えあい、あそびの世界や友だち関係を広げていきます。

(6) 誕生会

各月ごとに、友だちの誕生日をみんなでお祝いし、誕生日の子のリクエストあそびを楽しむなど、お互いをより分かり合っていく場とします。

(7) 行事・取り組み

学童生活の節として、「歓迎会」「けん玉」「ドッジボール」「お楽しみ会」「3年生を送る会」など、子ども同士の教え合いや取り組む過程を大切にしながら、主体的に取り組んでいけるよう援助していきます。

(8) 話し合い

子どもたちが主体的に生活していけるよう、あそびや行事などの取り組みについて、話し合いの場を大切にしていきます。

(9) おやつ・食物アレルギー

おやつは、夕食までのつなぎとなる補食として捉えるだけでなく、指導員一人ひとりが、買い出しから献立まで考え、手作りを中心に準備を進めることで、栄養面だけでなく、五感を通して感じ楽しめるおやつを目指します。また、「毎日が食育」の観点で食を通して子どもたちの成長を考えます。

そして、単におやつとしてだけでなく、子ども同士の関係性・指導員とのつながりなど、心の成長も大切にできるおやつ場として考えます。

食物アレルギーについては、小金井市学童保育所における食物アレルギー調査表を保護者に提出してもらい対応を行います。保護者の方と相談しながら、アレルギーを持つ子どもも楽しく安心して食べられるように目指します。また、アレルギー一覧表や、個別カードを作りダブルチェックを行い誤食がないようにします。

(10) 食育の日

食育基本法を受け、小金井市では食育推進計画を実施していることから、月に1回「食育の日」を設定し、おやつ作りや食にまつわる話をするなど、食べることにに関する知識や役割についての理解を深めていきます。

(11) 栽培活動

植物を育てたり、命を育み、生きる喜びや感謝の気持ちを育てていきます。また、身近に咲いている様々な野草を季節ごとに飾り、生活を彩りながら草花の名前を覚えていけるように取り組んでいきます。

(12) 飼育

野川や身近にいる生き物にたくさんふれ、生き物を身近に感じ、生体や、生きていく環境など色々なことへの興味関心を育む。また、飼育を通して生き物をさらに身近に感じ、育てる経験から命について学ぶなど、さまざまな学びを大切にしていきます。

(13) 支援が必要な子どもたちと共に

子ども自身の育つ力を大切に、指導員は、支援が必要な児童に対して知識・理解を深め、児童が様々な学童保育の仲間との関わりや生活を通して成長していけるように支援していきます。

(14) 当番活動

全体活動での進行や、おやつの時の「いただきます」「ごちそうさま」、降所時のあいさつ等を3年生が交代で担当し、リーダーとしての自覚を持たせていきます。

(15) おたより

行事や子どもたちの様子、連絡事項などをおたよりでお知らせします。子ども同士のかかわりや、エピソードなど学童で過ごす子どもたちの姿を、保護者の方と共有していきます。

(16) 保護者会・個人面談

保護者会や個人面談などを通して子どもの姿を分かち合い、子どもたちの成長を喜び合える場と考えています。

保護者会は学期に1回以上行います。個人面談は、新入所生は5～6月に、2・3年生は、10月に行います。

(17) 学校との連携

子どもたちの日々の生活の場所は、家庭、学校、学童の3カ所になります。その中で、子ども同士のかかわりや、一人ひとりの姿を大切に見ていくために、学校との連携を大切にし、子どもたちの担任の先生との情報交換も行っています。

(18) その他

- ・子ども同士の関係をつないで行くだけでなく、保護者同士もつながり合えるような援助をしています。
- ・会議や研修を通し、障がいに対する知識や理解を深めています。
- ・個々に合わせた支援を行えるように、計画や目標を立て、日々とらえ直しながら保育を行っています。
- ・巡回相談など専門の方からアドバイスをいただき、保育に生かしていきます。
- ・保護者との面談、懇談の場を設け、児童の様子について話し合い適切な支援を行っています。
- ・小学校、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター「きらり」、民生委員、児童相談所など関係諸機関と連携して支援・対応をしています。
- ・当法人には週1回勤務している臨床心理士がおり、必要に応じて、保護者の子育ての悩みなど精神的なサポートを行うことが可能です。

7、保育事業

1、通常保育事業

年間保育スケジュール

食育の日…毎月19日頃

月の誕生会…毎月

巡回相談…児童発達支援センター「きらり」による巡回相談を学期に1回

月	月の取り組み・行事など	その他	父母会行事
4月	春休み1日保育・新入生歓迎会	保護者会①	春の交流会
5月	1学期の班決め・避難訓練①		
6月	新入所生個人面談・不審者対応訓練	巡回相談①	
7月	夏のおたのしみ会		キャンプ
8月	夏休み1日保育・昼食作り		
9月	2学期の班決め・けん玉はじめよう会・ 避難訓練②		
10月	2・3年生個人面談・市内遠足・けん玉大会	保護者会②	

11月	けん玉修了会	巡回相談②	学保連運動会
12月	冬のおたのしみ会・冬休み 1日保育		あそぼう会
1月	お正月あそび・3学期の班決め	巡回相談③	
2月	ドッジボール大会・避難訓練③	保護者会③	
3月	3年生を送る会	入所説明会	卒所を祝う会

開所及び休所について

1、開所日及び開所時間

通常……放課後から午後6時まで

学校休業日……午前8時から午後6時まで

※ 学校休業日（1日保育）とは

土曜日、夏休み、冬休み、春休み、学校振替日、台風や災害などの緊急時及びインフルエンザ等による学校・学級閉鎖の場合など

2、休所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から同月31日まで、1月2日及び同月3日

3、延長保育

延長保育時間……午後6時から午後7時まで

対象児童……保護者が就労等により、午後6時以降の延長時間内においても保育を受けられない入所児童

定員

学童保育所の基準定員は次のとおりで、市長が必要と認めるときは基準定員のおおむね10パーセントの範囲内で、基準定員を超えて入所を認めている。

まえはら第1学童保育所 60人

まえはら第2学童保育所 30人

2020年度 4月1日入所予定人数（ ）は障がい児の人数を再掲。

1年生 44名 2年生 48名（1） 3年生 38名

合計130名（1） 122世帯

2、学童保育所を利用した子育てひろば

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うため、学童保育所の空いている時間を利用して、子育て広場事業を実施する。（自由交流など）

実施に当たっては指導員を配置する。

・実施日：毎週月曜日・火曜日・金曜日。ただし、4月、休所日、学校休業日を除く

・実施時間：午前10時30分から午後0時45分まで

3、職員体制・役割・業務について

職員配置 まえはら第1学童保育所・まえはら第2学童保育所の合計

正規職員・・・3名

有期雇用常勤職員（1週間の所定労働時間35時間）・・・4名

有期雇用非常勤職員（1週間の所定労働時間35時間未満）・・・1名

有期雇用非常勤職員（子育てひろば担当）・・・1名

【管理（責任権）の内容】

- 施設責任者（管理、指導、責任）・・・施設の運営、管理を法人と共に担っていく。
 - ・学童保育所の運営管理に責任を持つ。（経理、人材育成、施設管理）
 - ・職員管理、指導に責任を持つ。
 - ・地域との交流をはかり、地域の主体となる。
 - ・保育・運営に責任を持つ。
 - ・施設の安全、危機管理に責任を持つ。
 - ・業務、事業の遂行に責任を持つ。
- 正規職員（主体的参画、実行）・・・法人の将来構想を主体的に実行していく。
 - ・法人の中・長期計画に主体的に参画する。
 - ・学童保育所の運営への主体的参画と実行。
 - ・地域との交流を図る。
 - ・保育に責任を持つ。
- 常勤職員（積極的協力）・・・法人の構想を理解し協力していく。
 - ・学童保育所の運営を理解、協力していく。
 - ・地域と協力していく。
 - ・保育に責任を持つ。
- 非常勤職員（協力）
 - ・学童保育所の運営について協力していく。
 - ・地域と協力していく。
 - ・保育に責任を持つ。

【それぞれの役割】

施設責任者

- ◎法人と共に職員の意見を吸い上げ、学童保育所の将来ビジョンを考えていく。
- ◎学童保育所の運営に法人と共に責任を持っていく。
- ◎職員と共に保育実践を積み重ねていくうえでの要となる。
- ◎職員へ指導、教育、支援の柱となる。
- ◎地域との連携の柱になっていく。
- ◎行政との連携を行っていく。

- ◎ 保護者と直接結びつき、指導員や専門職と連携しながら支援の柱を組み立てる。
- ◎ 子どもたちの健康、衛生に関することの掌握、指導、啓蒙に責任を持つ。
- ◎ 職員、保護者の健康、衛生に関することの掌握、指導、啓蒙。
- ◎ 学童保育所内でのケガ、病気に対する対処。
- ◎ 厨房内の衛生管理。

学童保育指導員として

- ◎ 一人の人間としての子どもと向き合い、その成長を焦らずに見守る。
- ◎ 保護者ともに子どもの成長の喜びを共感する。
- ◎ 保育や支援の内容を一人で決めず、相談や報告をしながら実践する。
- ◎ 学びへの積極的な姿勢を持つ。
- ◎ 指導員同士が尊重し合い、子どもたちのためにより良くしていく姿勢を持つ。
- ◎ 食文化の伝承。
- ◎ 食育・おやつ作りの実施。
- ◎ 行事・集団あそびの計画・指導。

8、健康管理

- 職員健康診断 年1回
- 職員検体 毎月1回

9、環境整備

安全な保育環境を定期的に点検し、整えていく。

10、専門職の関わり

学童保育所で出来る支援と専門機関に依頼することを整理し支援体制をとる ようにする。

11、研修

目的 職場内研修・他機関の研修により、指導員の資質向上に努める。

※児童の管理、生活指導、あそびの指導などについて、放課後児童指導員の計画的な研修を実施するものとし、また、児童館に勤務する児童厚生員の研修や放課後子ども教室推進事業の担当者研修との連携を図る。

実施 学童保育所として・・・小金井市直営学童保育所、研修担当指導員による研修に参加する。所内研修を適宜開催する。

自己研修・・・研修案内(東京都・小金井市・学保連など)がきたら全体に共有する。

1 2、働き方改善への取り組み

- お互い調整し合い年次有給休暇の取得を行う。
- 会議はできる限り勤務時間内で行う。
 - 会議
 - ・【事務連絡会議】
 - ・ 9 学童代表者・児童青少年課との毎月の定例会議
 - 毎月 第 2 木曜日 10:45～12:00
 - ・【職員会議】
 - ・ 出席は正規職員全員。月 1 回 10:30～12:00
 - ・ 会議録を作成する。
 - ・ その他職員には日々の打ち合わせで伝達を行う。
- 職員のメンタルサポート
 - ・ 当法人には週 1 回勤務している臨床心理士がおり、必要に応じて職員の悩みなど精神的なサポートを行います。

1 3、安全管理

防犯設備・・・学校 1 1 0 番(非常通報装置)、警備会社通報装置

防災設備・・・火災探知機、煙感知器、誘導等及び消火器、警備会社通報装置

災害を想定した避難訓練・・・学期に 1 回実施

不審者対応訓練・・・・・・年 1 回行う

避難場所・・・一時避難場所 小金井市立前原小学校

広域避難場所 多磨霊園

緊急対応マニュアルに沿って対応する。

I 日常生活の安全

- 1 事故防止と発生時の対応
- 2 健康管理
- 3 衛生管理
- 4 交通安全対策と対応
- 5 防犯と防火
- 6 不審者への対策
- 7 児童虐待

- 8 行方不明・事件などへの対応
- 9 坐薬の対応マニュアル
- 10 熱中症予防および対策について
- II 災害時の安全
 - 1 大雪・台風などの場合
 - 2 落雷事故の防止
 - 3 地震の場合 地震対応マニュアル
 - 4 火災の場合 消防計画に沿って避難誘導

以上

令和 2(2020)年度 みなみ学童保育所事業計画書

1、はじめに

2018 年度 4 月より小金井市立みなみ学童保育所の業務委託を受けて今年度で 3 年目を迎えます。

みなみ学童保育所は、武蔵野公園・野川と環境にも恵まれており、地域の方々のご理解やご協力のもと、子どもたちが自然豊かな環境の中でのびのびと過ごすことが出来ています。

2019 年度は、37 名と多くの 1 年生が入所してくる中で小学校の先生との連携など、子ども一人ひとりの理解を深める場を多く持つことが出来ました。また、保護者・父母会との連携では、夏のキャンプをはじめ、運動会、お楽しみ会など様々な行事を共に楽しみつくり上げてきました。行事を通して、子どもの成長を感じ合うことで、子ども・保護者・指導員の繋がりがより深まり、日々の保育の理解にもつながり、三者が共に育ち合うことのできる関係が広がってきています。

2020 年度は、52 名と今までになくたくさんの 1 年生を迎えます。そうした中でも、子どもたちが主体となって日々の生活を過ごしていき、誰もが共に育ち合える学童保育所でありたいと思っています。

指導員は、子どもたち一人ひとりの発達に合わせた指導や支援を行っていけるように、常に学ぶ姿勢を大切にしながら知識を高めています。

そして保護者・地域の方々と共に子どもの成長を見守り喜び合える場としていきたいと考えています。

2、保育理念

一人でも多くの子どもたちが、平和な世の中で、安心できる大人のもとでのびのびと育てほしいと願いながら、人間としての自立に向かって保護者と指導員が協力して子どもの成長を育み見守るといふ、子育ての共同化を目指します。そのために、子どもに関わる大人は子どもの最善の利益と子どもの福祉の増進を常に考えます。学童保育所は親が安心して預け、相談できる場であり、地域の核となることを理念とします。

3、こんな学童保育所に

- ① 働くことと子育ての両立を求める保護者が安心して預けられる学童保育所に。
- ② 集団生活を通して子どもたちが主体となる生活をつくり上げていける学童保育所に。
- ③ 子ども・保護者・指導員が共に育ち合える学童保育所に。
- ④ 父母会や地域との連携の中で、豊かな子育てが支えあえる学童保育所に。
- ⑤ 関係機関や地域と連携し、保育の向上を求め続ける学童保育所に。

- ⑥ 指導員が心身共にゆとりを持ち、責任を持って保育にあたる学童保育所に。
- ⑦ 平和な社会をめざしていける学童保育所に。

4、こんな子どもに

今年度の年間目標

「仲間を大切にし、お互いを認め合える集団づくりをしていく」

- ・異年齢の仲間との生活を通して、友達をおもいやり、意欲的にあそべる子に。
- ・自分の考えや思いを、はっきり伝えられる子どもに。
- ・自分のことは、自分でやれる子どもに。
- ・相手の気持ちを考え、行動できる子どもに。

5、基本方針

- 子どもに関わる大人が子どもの最善の利益を常に考えていきます。
- 指導員と子どもの信頼関係、子ども同士の信頼関係の構築を重視していきます。
- おやつを手作りで行うことを基本と考え、安心、安全な物を提供できるようにしていきます。
- 子どもが安心して登所し過ごすことができる、地域の核となる学童保育所を目指します。
- 保護者との意志疎通を十分に図ることによって、子どもの安全や健康、保護者の安心を最大限に確保するために面談の機会を設けるなど対話を大切にしていきます。
- 学童主催行事はもちろん、父母会主催行事と積極的に連携し、保護者との交流を図っていきます。
- 小金井市や市内の他の学童保育所との連携を密にしていきます。
- 小金井市、学童保育連絡協議会などの研修に積極的に参加し、学童保育の知識を深めていきます。

***学童保育事業（小金井市放課後健全育成事業）を、運営業務委託仕様書・業務マニュアルに沿って行う。**

6、保育内容

「ただいま」と元気よく帰ってきた子どもたちを「おかえり」と迎える指導員、そんなやり取りから学童保育の毎日が始まり、だれもがお互いを認め合い安心してのびのびと過ごせる場、ほっとできる場でありたいと思っています。

学童保育は、3年生がリーダーとなって1・2年生と協力していく、異年齢による集団生活の場です。日々子ども同士のかかわり合いの中で起こる様々なこと、けんかや行き違い、怒りや悲しみ、喜びや楽

しみなどを、それぞれが個性ある仲間として認め合い・助け合って、一人ひとりが共に成長していける集団づくりをしていきたいと思っています。

そして、子どもたちが、自分たちのあそびや生活を発展していけるように知恵を出し合い、みんなで考え、創り上げていく仲間関係を大切にしていきます。

学童保育所では、異年齢の仲間の中で、だれもが生活やあそびを通して、お互いに育ち合い、子どもたちが主体となる「生活の場」を目指していきます。

具体的な取り組みは以下のとおりです。

(1) 基本的生活習慣

挨拶、言葉づかい・身辺自立などができるように声かけをし、共有物の扱い方、健康・衛生に関する知識と判断を身につけていけるようにします。

(2) 集団生活

異年齢の仲間との生活をとおして、集団生活のルールやマナーを身につけ、様々なかかわりの中で仲間とあそぶ楽しさや思いやりを育んでいきます。

(3) 班編成

毎日の生活の単位となる班を学期ごとに編成し、1～3年生までの混合班を基盤としながら、あそびや取り組み、学童での生活を学ぶ場として進めていきます。

(4) 集団降所

地域ごとに降所班を編成し、3年生を中心に、まとめて安全に降所できるようにします。

(5) あそび

*** 自由あそび**

放課後に、仲間と好きなあそびを展開する中で、一人ひとりが満足感・充実感を持つとともに、子ども同士の関わり合いや、その中で自分を表現したりコントロールしたり、コミュニケーション力を育みます。

また、野川の自然に恵まれた環境を活かして、四季折々のあそびを楽しみます。

*** 集団あそび（みんなであそぼう等）**

異年齢であそぶダイナミックなあそびを通して、あそびのルールを教えあい、あそびの世界や友だち関係を広げていきます。

(6) 誕生会

各月ごとに、友だちの誕生日をみんなで祝いし、誕生日の子のリクエストあそびを楽しむなど、お互いをより分かり合っていく場とします。

(7) 行事・取り組み

学童生活の節として、「歓迎会」「デイキャンプ」「けん玉」「ドッジボール」「お楽しみ会」「3年生を送る会」など、子ども同士の教え合いや取り組み過程を大切にしながら、主体的に取り組んでいけるよう援助していきます。

(8) 話し合い

子どもたちが主体的に生活していけるよう、あそびや行事などの取り組みについて、話し合いの場を大切にしていきます。

(9) おやつ・食物アレルギー

おやつは、夕食までのつなぎとなる補食として捉えるだけでなく、指導員一人ひとりが、買い出しから献立まで考え、手作りを中心に準備を進めることで、栄養面だけでなく、五感を通して感じ楽しめるおやつを目指します。

また、メニューだけでなく環境としても武蔵野公園(原っぱ)を利用した“はらっぱレストラン”など、広い自然の中でおやつを楽しむ時間も大切にしていきます。

そして、単におやつとしてだけでなく、子ども同士の関係性・指導員とのつながりなど、心の成長も大切にできるおやつの場を考えていきます。

食物アレルギーについては、小金井市学童保育所における食物アレルギー調査表を保護者に提出してもらい対応を行います。保護者の方と相談しながら、アレルギーを持つ子どもも楽しく安心して食べられるように目指します。また、アレルギー一覧表や、個別カードを作りダブルチェックを行い誤食がないようにします。

(10) 食育の日

食育基本法を受け、小金井市では食育推進計画を実施していることから、月に1回「食育の日」を設定し、おやつ作りや食にまつわる話をするなど、食べることに関する知識や役割についての理解を深めていきます。また、畑づくり・栽培・手作りおやつなど日々の生活を通じた食育も大切にしていきます。

(11) 栽培活動 畑づくり

畑で野菜を作ったり、花を育てたり、命を育み、生きる喜びや感謝の気持ちを育てていきます。また、身近に咲いている様々な野草を季節ごとに飾り、生活を彩りながら草花の名前を覚えていけるように取り組んでいきます。

(12) 飼育

野川や身近にいる生き物に沢山ふれ、生き物を身近に感じ、生体や、生きていく環境など色々なことへの興味関心を育む。また、飼育を通して生き物をさらに身近に感じ、育てる経験から命について学ぶなど、さまざまな学びを大切にしていきます。

(13) 支援が必要な子どもたちと共に

子ども自身の育つ力を大切にし、指導員は、支援が必要な児童に対して知識・理解を深め、児童が様々な学童保育の仲間との関わりや生活を通して成長していけるように支援していきます。

(14) 当番活動

全体活動での進行や、おやつの時の「いただきます」「ごちそうさま」、降所時のあいさつ等を3年生が交代で担当し、リーダーとしての自覚を持たせていきます。

(15) おたより

行事や子どもたちの様子、連絡事項などをおたよりでお知らせします。子ども同士のかわりや、エピソードなど学童で過ごす子どもたちの姿を、保護者の方と共有していきます。

(16) 保護者会・個人面談

保護者会や個人面談などを通して子どもの姿を分かち合い、子どもたちの成長を喜び合える場と考えています。

保護者会は学期に1回以上行います。個人面談は、新入所生 5～6 月に、2・3 年生は、10 月に行います。

(17) 学校との連携

子どもたちの日々の生活の場所は、家庭、学校、学童の 3 か所になります。その中で、子ども同士のかかわりや、一人ひとりの姿を大切に見ていくために、学校との連携を大切に、子どもたちの担任の先生との情報交換も行っています。

(18) その他

- 子ども同士の関係をつないで行くだけでなく、保護者同士もつながり合えるような援助をしていきます。
- 会議や研修を通し、障がいに対する知識や理解を深めていきます。
- 個々に合わせた支援を行えるように、計画や目標を立て、日々とらえ直しながら保育を行っています。
- 巡回相談など専門の方からアドバイスをいただき、保育に生かしていきます。
- 保護者との面談、懇談の場を設け、児童の様子について話し合い適切な支援を行っています。
- 小学校、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター「きらり」、民生委員、児童相談所など関係諸機関と連携して支援・対応をしています。
- 当法人には週 1 回勤務している臨床心理士がおり、必要に応じて、保護者の子育ての悩みなど精神的なサポートを行います。

7、保育事業

1、通常保育事業

年間保育スケジュール

食育の日…毎月 19 日頃

月の誕生会…毎月

巡回相談…児童発達支援センター「きらり」による巡回相談を学期に 1 回

月	月の取り組み・行事 など	その他	父母会行事
4 月	春休み 1 日保育・新入生歓迎会	保護者会①	
5 月	1 学期の班決め		春の交流会
6 月	新入所生個人面談 避難訓練①	保護者会② 巡回相談①	1 年生茶話会
7 月	キャンプ		キャンプ
8 月	夏休み 1 日保育・昼食作り		

9月	2学期の班決め・けん玉はじめよう会		
10月	2・3年生個人面談・市内遠足・芋煮会	保護者会③	
11月	けん玉大会・市外遠足・焼いも・けん玉修了会 避難訓練②	巡回相談②	みなみであそぼう 学保連大運動会
12月	冬のおたのしみ会・冬休み1日保育		
1月	お正月あそび・餅つき・3学期の班決め	巡回相談③	
2月	ドッジボール大会・避難訓練③	保護者会④	
3月	3年生を送る会	入所説明会	お別れ交流会

開所及び休所について

1、開所日及び開所時間

通常……放課後から午後6時まで

学校休業日…午前8時から午後6時まで

※ 学校休業日（1日保育）とは

土曜日、夏休み、冬休み、春休み、学校振替日、台風や災害などの緊急時及びインフルエンザ等による学校・学級閉鎖の場合など

2、休所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から同月31日まで、1月2日及び同月3日

3、延長保育

延長保育時間…午後6時から午後7時まで

対象児童……保護者が就労等により、午後6時以降の延長時間内においても保育を受けられない入所児童

定員

学童保育所の基準定員は次のとおりで、市長が必要と認めたときは基準定員のおおむね10パーセントの範囲内で、基準定員を超えて入所を認めている。

みなみ第1学童保育所 40人

みなみ第2学童保育所 40人

2020年度 4月1日入所予定人数（）は障がい児の人数。

1年生 52名(2) 2年生 36名 3年生 22名(1) 合計 110名 (3)

2、学童保育所を利用した子育てひろば

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うため、学童保育所の空いている時間を利用して、子育て広場事業を実施する。（自由交流など）

実施に当たっては指導員を配置する。

・実施日：毎週月曜日・火曜日・金曜日。ただし、4月、休所日、学校休業日を除く

・実施時間：午前10時30分から午後0時45分まで

3、職員体制・役割・業務について

職員配置

みなみ第1学童保育所・みなみ第2学童保育所の合計

正規職員・・・3名

有期雇用常勤職員（1週間の所定労働時間35時間）・・・3名

有期雇用非常勤職員（1週間の所定労働時間35時間未満）・・・2名

有期雇用非常勤職員（子育てひろば担当）・・・1名

【管理（責任権）の内容】

- 施設責任者（管理、指導、責任）・・・施設の運営、管理を法人と共に担っていく。
 - ・学童保育所の運営管理に責任を持つ。（経理、人材育成、施設管理）
 - ・職員管理、指導に責任を持つ。
 - ・地域との交流をはかり、地域の主体となる。
 - ・保育・運営に責任を持つ。
 - ・施設の安全、危機管理に責任を持つ。
 - ・業務、事業の遂行に責任を持つ。
- 正規職員（主体的参画、実行）・・・法人の将来構想を主体的に実行していく。
 - ・法人の中・長期計画に主体的に参画する。
 - ・学童保育所の運営への主体的参画と実行。
 - ・地域との交流を図る。
 - ・保育に責任を持つ。
- 常勤職員（積極的協力）・・・法人の構想を理解し協力していく。
 - ・学童保育所の運営を理解、協力していく。
 - ・地域と協力していく。
 - ・保育に責任を持つ。
- 非常勤職員（協力）
 - ・学童保育所の運営について協力していく。
 - ・地域と協力していく。
 - ・保育に責任を持つ。

【それぞれの役割】

施設責任者

- ◎法人と共に職員の意見を吸い上げ、学童保育所の将来ビジョンを考えていく。
- ◎学童保育所の運営に法人と共に責任を持っていく。
- ◎職員と共に保育実践を積み重ねていくうえでの要となる。
- ◎職員へ指導、教育、支援の柱となる。

- ◎ 地域との連携の柱になっていく。
- ◎ 行政との連携を行っていく。
- ◎ 保護者と直接結びつき、指導員や専門職と連携しながら支援の柱を組み立てる。
- ◎ 子どもたちの健康、衛生に関することの掌握、指導、啓蒙に責任を持つ。
- ◎ 職員、保護者の健康、衛生に関することの掌握、指導、啓蒙。
- ◎ 学童保育所内でのケガ、病気に対する対処。
- ◎ 厨房内の衛生管理。

学童保育指導員として

- ◎ 一人の人間としての子どもと向き合い、その成長を焦らずに見守る。
- ◎ 保護者ともに子どもの成長の喜びを共感する。
- ◎ 保育や支援の内容を一人で決めず、相談や報告をしながら実践する。
- ◎ 学びへの積極的な姿勢を持つ。
- ◎ 指導員同士が尊重し合い、子どもたちのためにより良くしていく姿勢を持つ。
- ◎ 食文化の伝承。
- ◎ 食育・おやつ作りの実施。
- ◎ 行事・集団あそびの計画・指導

8、健康管理

- 職員健康診断 年1回
- 職員検体 毎月1回

9、環境整備

安全な保育環境を定期的に点検し、整えていく。

10、専門職の関わり

学童保育所で出来る支援と専門機関に依頼することを整理し支援体制をとるようにする。

11、研修

目的 職場内研修・他機関の研修により、指導員の資質向上に努める。

※児童の管理、生活指導、あそびの指導などについて、放課後児童指導員の計画的な研修を実施するものとし、また、児童館に勤務する児童厚生員の研修や放課後子ども教室推進事業の担当者研修との連携を図る。

実施 学童保育所として・・・小金井市直営学童保育所、研修担当指導員による研修に参加する。所内研修を適宜開催する。

自己研修・・・研修案内(東京都・小金井市・学保連など)がきたら全体に共有する。

1 2、働き方改善への取り組み

- お互い調整し合い年次有給休暇の取得を行う。
- 会議はできる限り勤務時間内で行う。

会議

・【事務連絡会議】

・9学童代表者・児童青少年課との毎月の定例会議

毎月 第2木曜日 10:45～12:00

・【職員会議】

・出席は正規職員全員。月1回 10:30～12:00

・会議録を作成する。

・その他職員には日々の打ち合わせで伝達を行う。

- 職員のメンタルサポート

・当法人には週1回勤務している臨床心理士がおり、必要に応じて、職員の悩みなど精神的なサポートを行います。

1 3、安全管理

防犯設備・・・学校110番(非常通報装置)、警備会社通報装置

防災設備・・・火災探知機、煙感知器、誘導等及び消火器、警備会社通報装置

避難訓練・・・学期に1回実施

避難場所・・・一時避難場所 小金井市立前原小学校

広域避難場所 多磨霊園

緊急対応マニュアルに沿って対応する。

I 日常生活の安全

- 1 事故防止と発生時の対応
- 2 健康管理
- 3 衛生管理
- 4 交通安全対策と対応
- 5 防犯と防火
- 6 不審者への対策

- 7 児童虐待
- 8 行方不明・事件などへの対応
- 9 坐薬の対応マニュアル
- 10 熱中症予防および対策について

II 災害時の安全

- 1 大雪・台風などの場合
- 2 落雷事故の防止
- 3 地震の場合 地震対応マニュアル
- 4 火災の場合 消防計画に沿って避難誘導

以上

令和 2(2020)年度 児童発達支援事業所 Tossie 事業計画書

2016年5月に法人の4つ目の施設として開設した東京都認可の発達支援事業所である。地域の要求は高かったものの、開設当初は予想を大きく下回り、利用者の確保に苦勞し運営は困難を極めたが、徐々に利用者からの評価を受け、開所5年目を迎える。

2019年度は、登録児童の人数は確保できたものの、幼稚園や保育園、他の療育施設と併用する児童が多く、週3日以上定期利用の児童を確保する事が難しい1年であった。

新規で利用開始した児童も、保育園や他の療育施設がすぐに決まって休所・退所となり、安定した利用の確保に努力を要した。しかしながら、月を追うごとに児童が増え、利用率も安定してきた。

法人の理念を基に、生活を基本に考えた発達支援事業所であり、唯一無二である。ゆえに社会からの認知がまだまだ低い、ようやく今まで努力した成果が実績として利用者にも認められつつあり、評価されてきた。

以上を考慮し、2020年度の事業方針を定める。

発達支援を必要とする就学前の児童を対象に、生活を基盤とした保育的な視点での生活支援・個々に応じた療育（生活療育）を行い、発達の促進を促し、あらゆる生活の自立を目指す。

年長児（定期利用児童）は、1年間を通して特別な生活療育計画を作成し、取り組む。

職員と保護者、また保護者同士の交流深める機会を積極的に設け、共同の理念として共育ちを発信していく。

【年間スケジュール】

月	季節行事・取り組みなど	月	季節行事・取り組みなど
4月	保護者懇談会 畑土づくり	10月	お月見の会・就学相談会・ 年長児松之山合同合宿
5月	子どもの日・畑植え・ 年長児松之山合同合宿	11月	親子遠足・芋煮会・ 活動報告会
6月	歯科検診・避難訓練・ 活動報告会・梅シソップ作り	12月	冬至・お楽しみ会・大掃除
7月	七夕の会	1月	初詣・お正月遊び・
8月	畑野菜収穫・ブルーベリー狩り	2月	節分・畑野菜収穫・避難訓練・ 活動報告会
9月	総合避難訓練・畑植え・活 動報告会	3月	ひな祭りの会・巣立ちの会

*お誕生日会は対象児童の月毎行う。

*わらしご第2保育園の畑で、1年を通して野菜づくりを行う。

【運営について】

〈対象年齢〉 0歳～6歳（未就学児）

〈事業定員〉 1日あたり10名

〈開所時間〉 8：30～17：30

〈利用時間〉 9：00～15：00（原則とし時間外については要相談）

- 引き続き、登録者の確保に努める（目標25名以上）
- 定期利用（週3日以上）の児童確保に努め、利用率向上および収入増につなげる。
- 職員の待遇の向上に努める。
- 事業外収入を模索する。（Tossie主催の法人内勉強会（有料500円）を計画している）

【支援内容】

発達の基本は生活であると考え、子どもが自ら伸びる力を発揮できる環境作りを心掛けている。異年齢保育の中で、散歩・給食・入浴・昼寝を通し、一日の流れを大切にしている。

また、法人内の施設であるわらしこ保育園・わらしこ第2保育園との交流も試みている。

園外活動（非日常の体験）として、親子遠足や少人数での遠足にも取り組む。

〈散歩〉裸足で地面を歩いたり、傾斜を登ったりしながら、手足の感覚や体幹を鍛える。

〈入浴〉血行促進・気持ちいい感覚を養う。

〈給食〉手作り・無添加のおいしい給食をみんなで食べる。

〈昼寝〉成長に大切な睡眠を充分確保する。

〈リズム遊び〉ピアノに合わせながら体全身を動かし、発達に必要な筋肉・体力を養い、脳の活性化を促す。

〈排泄〉0歳～綿パンツで過ごし、快・不快を体感しながら、情緒を育てる。

〈畑の取り組み〉土・水と触れ合いながら、自ら野菜を育てる事で、食べる事への興味・感心を広げる。

また、子どもの発達に必要な土壌菌との触れ合いも大切にする。

〈園外活動〉親子遠足や少人数の遠足を通して、特別感のある楽しみの中で、子どもの視野・世界感を広げていく。

〈年長児（定期利用）の特別な取り組み〉

- ①わらしこ保育園の集団参加を定期的に行う
- ②わらしこ保育園の全園児リズム（月1回）に毎回参加する
- ③わらしこ保育園 春・秋の松之山合宿に合同参加する
- ④温水プールでの水遊びを企画し、各児童月2回程度参加する

わらしこ保育園・わらしこ第 2 保育園との交流、夏場のプール遊び等の集団生活の機会を増やし、その中で児童自らが発見し、自らの力を伸ばしていく環境を作っていく。

わらしこ第 2 保育園の畑では 1 年間を通して野菜作りを行い、自ら育てた野菜を給食で食する事により食への興味・感心をさらに広げていく。畑の土・水との関わりを通して、子どもの発達を促す。

また、園外活動など非日常の催しを企画し、特別感のある楽しみを増やしていく。

親子参加での取り組みでは、保護者にも子ども達が共に育ち合っている姿を共有して欲しい。

年長児（定期利用）は 1 年間を通して、わらしこ保育園との積極的な交流や、水遊び体験を通して、新たな視野・世界観を広げていく。

- 「どの子ども育つ」というわらしこ保育園・わらしこ第 2 保育園の保育理念に則り、基本的な生活習慣の向上を図る。
- 早期発見・早期対応で数年間の発達的变化は著しいものがある。特定の場所での経過を見ていく事で発達像も見えてくるので、継続的な利用に繋げる。
- 児童発達支援管理責任者が個々の発達状況を専門的に捉え、半年に一度、保護者との面談を行いながら、個別支援計画を作成する。
- 児童アセスメント表を活用し、利用者の実体把握の充実に努める。
- 児童の成長・発達段階を見極め、よりよい療育に努める。
- 作業療法士による専門的なアドバイスを受け、発達の促進に努める。
- 広い意味での療育を模索する。

【保護者支援】

- 完全母子分離で 6 時間児童をお預かりする事で、保護者自身の自由な時間を作る。
- 定期的に保護者懇談会・活動報告会等を開催する。職員と保護者、また保護者同士の交流を促し、支え合えるネットワークを作れるよう支援する。また、保護者からの生の声をキャッチできるよう、気軽に對話できる場（例：小規模での懇談会等）を設けていきたい。
- 保護者からの要望を受け、毎年 10 月に就学（進級）相談会を行う。
- 個別面談も積極的に行い、保護者の気持ちに寄り添い、子ども一人一人にも寄り添っていく。

【関係機関との連携】

各機関と連携を取りながら、療育内容にフィードバックしていく。

東京都立多摩療育センター・府中市立保健所・府中市子ども家庭支援センター「たっち」・地域の発達支援事業所・地域生活支援センター「ふらっと」・府中市発達支援センター「あゆの子」・府中市保育支援課・わらしこ保育園・わらしこ第 2 保育園

【職員研修】

- 年間の研修計画を立て、毎月 1 回職員研修を行い、支援内容の意識統一を図る。
療育分野の研修に加えて、Tossie の生活を基盤とした生活療育の原点である「わらしこの保育」を学ぶ事にも重点を置き、職員の視野と認識をより広げていきたい。
- 年間計画を立て、Tossie 職員主催の法人内勉強会（有料 500 円）を開催し、職員自身の知識・内発力も高め、仕事へのモチベーションに繋げる。

【職員体制について】 合計：9 名

- 管理者 1 名：澁谷 礼子（正規）
- 児童発達支援管理責任者 2 名：尾崎 絵里（正規）/山田 博（非常勤）
- 児童指導員 1 名：大澤 匡平（正規）
- 保育士 1 名：佐藤 祐子（正規）
- 指導員 3 名：中野 明日香（非常勤）/福井 千裕（非常勤）/佐藤 樹里（非常勤）
- 作業療法士 1 名：原國 優子（委託）

【新規の取り組み】

- 府中市福祉サービス第三者評価受審費用助成金交付要望書 申請中
事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けることを目的とし、児童発達支援事業所 Tossie の福祉サービス第三者評価を受審する。

（令和 2 年 3 月末に府中市より審査結果の連絡予定。申請が通った場合、総費用額の半額の助成金が受けられる。見積もりは 30 万円なので、15 万円の助成見込み）

以 上

社会福祉法人わらしこの会の許可なく、本計画書の一部または全部を引用または転載することを固く禁じます。